

徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事 のうち建築工事

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																	
一 般 共 通 事 項		<p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>																							
	13. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>																							
				14. 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>																				
				15. 施工	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びビスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當番課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																				
						16. 建設機材等	<p>◎排出ガス対策型建設機材 本工事に使用する土工機材は、「排出ガス対策型建設機材指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機材とする。ただし、排出ガス対策型建設機材を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機材の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機材と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機材あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機材を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機材の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機材 本工事で使用する建設機材は、「低騒音型・低振動型建設機材の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機材を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機材の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機材であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機材により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機材を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機材（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機材）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機材を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機材等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「當番工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1)区画線工事、舗装工事、構築設置工事、照明灯工事 (2)当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回			
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																							
3千万円未満	—	1回																							
3千万円以上5千万円未満	—	2回																							
5千万円以上1億円未満	1回	2回																							
1億円以上	2回	3回																							

特記：

徳島県県土整備部當番課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885
	名称	特記仕様書(2)				
	図番	A-2	S = NON	年月		

章	項目	特記事項								
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員からの指示による） ・竣工写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員の指示する図書（必要部数） <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。</p> <p>しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サ イ ズ									
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ									
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ									
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ									
	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができ。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>								
	24. 火災保険	<p>◎火災保険</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>								
	25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(1)受注者は、工事の施工に關し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に關して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>								
	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除									

章	項目	特記事項																																																	
一 章	III. 建築工事特記仕様書																																																		
一 章 一 般 共 通 事 項	1. 施工条件	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>【関連工事に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R7営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事電気 令和7年度第一四半期発注予定 ・R7営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事管 令和7年度第一四半期発注予定 ・R7営繕 国府支援学校 徳・国府 体育館棟新築工事空調 令和7年度第一四半期発注予定 <p>【工事工程に関すること】</p> <p>(1) 上記関連工事と施工上の各種調整を入念に行い、現場納まり上のトラブル、工程の遅延防止等に努めること。</p> <p>(2) 本工事の受注者は、現場の着手にあたり、(本工事に係る)建物完成までのマスター工程表を作成し、上記関連工事の受注者に共有の上、特定の工事(ひとつの工事)工程にしわ寄せがくることがないよう、工程の調整を入念に行うこと。 ※マスター工程表は可能な限り日付を詳細に書き記したものとすること。 また、完成したマスター工程表は適宜フォローアップし、最終版を竣工書類に添付すること。</p> <p>(3) 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的作成の上、工事関係者(発注者の監督員、学校管理者、工事監理者)へ提出し、承認を得ること。</p> <p>【工事現場の状況・施工上の制約等に関すること】</p> <p>(1) 本工事対象施設は、特別支援学校の中でも児童数、生徒数及び職員数が県内最大規模の学校であることから、通学(通勤)時間帯においては、校内をはじめ学校周辺が非常に混雑する。よって原則通学(通勤)時間帯における工事関係車両の入退場及び工事用資機材の搬入・搬出は行わないこと。 ※基本的な通学時間帯は次のとおりである。詳細な時間帯は学部や曜日により異なり、また変動する場合もあるので十分注意すること。 ・登校 8:30~9:30・下校 13:30~15:30</p> <p>(2) 作業時間は、原則9:00~18:00までとする。ただし、事前に学校管理者と協議し承諾を得られた場合や、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 狭い学校敷地内を工夫しながら学校運営(授業・各種行事)を行っていることから、工事区域外における行為(工事車両の通行等)で学校敷地内を使用する場合は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。</p> <p>(4) 本工事は、学校運営が継続している状態での工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬入、騒音、振動、既存建物の停電、断水等を伴う工程は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。</p> <p>(5) 学校行事(授業、体育祭、文化祭、参観日等のイベント等)により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有を行い、工程の遅延防止に努めること。</p> <p>(6) 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。</p> <p>【施工計画・施工図等に関すること】</p> <p>(1) 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を仮設計画・施工計画・施工図等の作成に活用すること。</p> <p>(2) 工事の施工に必要な各種施工図・総合図等の作成に当たっては、関連工事との納まり等を当該工事関係者間で入念に調整・検討を施すこと。特に、建物内の隠れ部分(天井裏等)においては、建物躯体(梁・壁等)をはじめ、各種設備機器や配管・配線類が混在して設置・敷設されることから、関連工事の各々がこれらの状況を把握し、各種規定の遵守や機能が確保・発揮される納まりを目指し、また、完成後の維持管理にも配慮された納まりとなるよう、入念に調整・検討を施すこと。</p> <p>【安全対策その他】</p> <p>(1) 工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意し施工するものとする。</p> <p>(2) 徒歩で通学する児童・生徒に配慮し、児童等の通学の安全を確保すること。</p> <p>(3) 本工事の外部足場が道路に接しているため、落下防止の措置として図示の範囲に朝顔養生を1段延べ41.7m設置するものとする。</p> <p>(4) 本工事施工中、第三者への危険防止の措置として、図示により敷地周囲に飛散防止のための仮囲い(成形鋼板・波形垂鉛鉄板)を設置するものとする。(成形鋼板H=2m、延長89.2m、波形垂鉛鉄板H=1.8m、延長82.4m、キャスターゲートW=9m 1箇所)また、設置した仮設物については、異常の有無について常時点検し、倒壊や飛散の防止に努めること。</p> <p>(5) 一般道路の清掃、粉じんの抑制に努め、破損した場合は施工者の負担にて補修を行うこと。</p>																																																	
	2. 交通誘導警備員	<p>◎交通誘導警備員</p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない）。 ・警備員は、延1,200人を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 																																																	
	3. 産業廃棄物の処理	<p>◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。</p> <p>(注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分許可業者の会社名 (処分区分)</th> <th>優良</th> <th>所 在 地 処 分 地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート (無筋)</td> <td>四国リサイクル(株) (中間処分)</td> <td>○</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1</td> <td>4.2</td> <td>900</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート (有筋)</td> <td>四国リサイクル(株) (中間処分)</td> <td>○</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1</td> <td>4.2</td> <td>1,300</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>四国リサイクル(株) (中間処分)</td> <td>○</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1</td> <td>4.2</td> <td>1,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>三木資源(株)</td> <td>○</td> <td>徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地</td> <td>11.3</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島県部)</td> <td></td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>20.3</td> <td>5,640</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td>(有)徳島興産</td> <td>○</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>13.4</td> <td>10,000</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位	コンクリート (無筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	900	t	コンクリート (有筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	1,300	t	アスファルト	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	1,000	t	金属(処分)	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	11.3	0	t	ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島県部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	5,640	t	木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13.4	10,000	t
種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位																																													
コンクリート (無筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	900	t																																													
コンクリート (有筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	1,300	t																																													
アスファルト	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	1,000	t																																													
金属(処分)	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	11.3	0	t																																													
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島県部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	5,640	t																																													
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13.4	10,000	t																																													

章	項目	特記事項																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分許可業者の会社名 (処分区分)</th> <th>優良</th> <th>所 在 地 処 分 地</th> <th>運搬距離 (km)</th> <th>処分費 (税抜、円)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(株)リリース</td> <td></td> <td>三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2</td> <td>59.3</td> <td>16,000</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島県部)</td> <td></td> <td>板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>20.3</td> <td>12,800</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>(有)山一建設</td> <td></td> <td>阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1</td> <td>21.5</td> <td>15,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスベスト 含有成形材等</td> <td>(株)明和ケーン</td> <td></td> <td>三好市山崎町寺野字大休場956 三好市山崎町寺野字大休場956</td> <td>79.9</td> <td>36,000</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等</td> <td>(株)明和ケーン</td> <td></td> <td>三好市山崎町寺野字大休場956 三好市山崎町寺野字大休場956</td> <td>79.9</td> <td>60,000</td> <td>m3</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位	廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	59.3	16,000	m3	汚泥	(財)徳島県環境整備公社(徳島県部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	12,800	t	石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	21.5	15,000	t	アスベスト 含有成形材等	(株)明和ケーン		三好市山崎町寺野字大休場956 三好市山崎町寺野字大休場956	79.9	36,000	m3	廃石綿等	(株)明和ケーン		三好市山崎町寺野字大休場956 三好市山崎町寺野字大休場956	79.9	60,000	m3	<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。</p> <p>また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p>																																										
種 類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位																																																																																
廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2	59.3	16,000	m3																																																																																
汚泥	(財)徳島県環境整備公社(徳島県部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	12,800	t																																																																																
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	21.5	15,000	t																																																																																
アスベスト 含有成形材等	(株)明和ケーン		三好市山崎町寺野字大休場956 三好市山崎町寺野字大休場956	79.9	36,000	m3																																																																																
廃石綿等	(株)明和ケーン		三好市山崎町寺野字大休場956 三好市山崎町寺野字大休場956	79.9	60,000	m3																																																																																
	4. 建設発生土の処理	<p>◎建設発生土の処理については、「三章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。</p>																																																																																				
	5. 他工事との取り扱い	<p>◎他工事との取り扱い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリープ入れ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリープ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ	○	○	○	○		同上穴埋補修	○	○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出	○	○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ	○	○	○	○		同上補強	○					給排気ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○				
	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																	
梁、壁、床スリープ入れ	○	○	○	○																																																																																		
同上穴埋補修	○	○	○	○																																																																																		
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																					
同上(リンレン等)	○																																																																																					
床、天井点検口	○																																																																																					
設備機器天井開口墨出	○	○	○	○																																																																																		
同上切込み及び開口補強	○																																																																																					
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																			
縦樋(GLまで)	○																																																																																					
盤、便器等の箱入れ	○	○	○	○																																																																																		
同上補強	○																																																																																					
給排気ガラリ取り付け	○																																																																																					
空調機器類の基礎工事	○																																																																																					
	6. 室内空気中の化学物質 の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。</p> <p>学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン</p> <p>学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン</p> <p>採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階：階段下倉庫</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>2階：準備室</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>2階：アリーナ</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>3階：備蓄倉庫</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測 定 対 象 室	測定箇所数	1階：階段下倉庫	1箇所	2階：準備室	1箇所	2階：アリーナ	4箇所	3階：備蓄倉庫	1箇所																																																																										
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																					
1階：階段下倉庫	1箇所																																																																																					
2階：準備室	1箇所																																																																																					
2階：アリーナ	4箇所																																																																																					
3階：備蓄倉庫	1箇所																																																																																					
		<p>測定は、次のいずれかにより行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第4347号）第56-3-(3)「ロー測定の方法」において定められた方法＝ ・パッシブ型採取機器を用いる方法 <p>パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。</p> <p>(1)30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。</p> <p>(2)5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。</p> <p>(3)測定 イ(2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4)分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p> <p>(5)測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。</p>																																																																																				

特 記 :	徳島県県土整備部営繕課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事				株式会社 剛 建築事務所	連 水 可 次
		名 称	特記仕様書 (3)				徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
		図 番	A-3	S = NON	年 月	TEL 088-622-0883	第 102935 号	
						FAX 088-622-0885		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																		
9.	技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 … 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>○ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>○ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>○ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>○ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>○ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>○ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>○ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>○ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>○ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>サッシ施工</td> <td>○ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>○ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	○ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	○ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	○ 内外装板金作業	金属	建築板金	○ 内外装板金作業	左官	左官	○ 左官作業	建具	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	○ ガラス工事作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	三章 土 工 事	<p>1. 根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>◎使用土は（A種・B種・C種→D種）とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。</p> <p>ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。</p> <p>(1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合</p> <p>(2) 購入土（切込砕石、砂、真砂土等）である場合</p> <p>◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p> <p>◎六価クロム溶出試験を（行う・行わない）。</p> <p>行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。</p> <p>六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」について（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。</p> <p>土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p> <p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水をけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかけ均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p> <p>◎場内敷き均しとする。</p> <p>◎場外搬出適正処分とする。</p> <p>民間の既土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4、000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。</p> <p>ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。</p> <p>・最終処分場の指定 排 出 土：砂質土 会 社 名：（有）菊水物産 所 在 地：鳴門市大麻町大字さぶ風谷14番ほか3号 処分単価：t当たり1,500円（税抜き） 運搬距離：18.6kmを見込んでいる。</p> <p>◎仮置き場の指定 場 所：現場北側農地（図示）</p> <p>◎別途発注予定の同一敷地内の解体工事と協議し、本工事の建設発生土が流用可能な場合は解体工事で使用する。その際、土の仮置き場は現場北側農地とし、運搬・処分に必要な費用については減額対象とする。解体工事で使用する場合は仮置き場からの運搬は、解体工事で実施することを想定している。</p> <p>◎現場内再生利用とする。</p> <p>◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。</p> <p>・再資源化施設の指定 会 社 名：（財）徳島県環境整備公社（徳島東部） 所 在 地：板野郡松茂町豊久宇朝日野6番の地先 処分単価：t当たり12,800円（税抜き） 運搬距離：20.3 kmを見込んでいる。</p> <p>◎発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。</p> <p>◎法面施工の場合（素掘り→多段式）</p> <p>◎山留めの存置 存置範囲 仮設計画図による。</p> <p>◎鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。</p> <p>◎工事用水は、かま場を設置し水中ポンプ、ノッチタンク等により適切に行うこと。</p>	四章 地 業 工 事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。</p> <p>◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎杭の種類</p> <p>種類</p> <p>・下杭：連心力節付高強度プレストレストコンクリート杭（HF-PHC杭）</p> <p>・上杭：合成杭（HIS0杭）</p> <p>寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>コンクリート強度(N/mm2)</th> <th>鋼管厚(mm)</th> <th>杭径(mm)</th> <th>杭長(mm)</th> <th>継手数</th> <th>セット数</th> <th>長期設計支持力(kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td>* 図示 S-04</td> <td>による</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎杭先端部形状 ・開放形 →半開放形→閉塞形</p> <p>◎専門工事業者は、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出する。</p> <p>◎工 法</p> <p>・特定埋込杭工法 平成13年7月2日 国土交通省告示第1113号第6による。</p> <p>杭認定工法は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>①プレローリング根固め工法とする。</p> <p>②日本建築センターによる性能評価認定・認定工法とする。</p> <p>③許容鉛直支持力Raの算定に用いる杭先端支持力係数αは次のとおりとする。</p> <p>α=330以上（先端砂・礫質地盤）</p> <p>ただし、杭支持力は、Hyper-MEGA工法で計算しているため、同等杭認定工法である場合は耐力の確認を行うこと。なお、杭径と杭本数は、設計のとおりとする。また、構造図は参考として、Hyper-MEGA工法で記載している。</p> <p>→セメントミルク工法→プレローリング掘削長さ0.1m→m→オーガー径→mm</p> <p>◎特定埋込杭工法における支持地盤の位置及び土質は図示とする。</p> <p>・杭の水平方向の位置ずれの精度は認定基準による。</p> <p>◎支持層への掘削深さ、杭の支持層への掘入れ長さは認定基準による</p> <p>◎支持層の位置及び土質は図示とする。</p> <p>・杭の水平方向の位置ずれの精度は、認定基準による。なお、ずれが認定基準を超えた場合は、監督員の指示を受ける。</p> <p>◎専門工事業者は、工事の規模に相応した施工機械、施工体制、施工実績を有することを証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>◎杭の継手の工法は（アーク溶接→機械式継手）とする。</p> <p>◎杭の現場継手の形状は、JIS-A-5525による。</p> <p>◎継手の施工に当たっては、土中杭の軸線を同一線土に合わせる。</p> <p>◎杭の現場継手の溶接は、原則として半自動又は自動のアーク溶接とする。</p> <p>◎溶接は標仕4.3.7.(2)（ア）（イ）、及び（ウ）の技能資格者が行う。</p> <p>◎溶接施工は標仕4.3.6(3)による。</p> <p>◎溶接部の確認は、標仕7.6.10に準じ行うこととし、確認結果の記録を監督職員に提出し、不合格溶接がある場合は標仕7.6.13により補修を行う。</p> <p>◎溶接後は溶接部を急冷しないように、適切な時間を置いて打ち込みを再開する。</p> <p>◎杭頭処理は、鋼製バンド等を使用し、10cm程度は手ばつりとする。</p> <p>◎杭頭の処理は標仕4.3.8による。</p> <p>◎杭頭の補強材は杭の継手に準じて溶接されるものとする。</p> <p>◎使用機械は、オーガーの駆動用電動機の電流値の変化が自動記録できるものを装備する。</p> <p>◎支持層の確認は、杭メーカーが電流値等で総合的に判断し、監督員の承認を受けること。</p> <p>◎特定埋込杭工法</p> <p>→H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法</p> <p>・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうちα、β、γが以下の値を採用できる工法 α=330、β=5、γ=0.7</p>		種類	コンクリート強度(N/mm2)	鋼管厚(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考	試験杭	上杭 中杭 下杭									本杭	上杭 中杭 下杭	* 図示 S-04	による						
	工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																							
仮設	とび	○ とび作業																																																																																								
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業																																																																																								
コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業																																																																																								
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業																																																																																								
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業																																																																																								
防水	防水施工	○ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業																																																																																								
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																								
木	建築大工	○ 大工工事作業																																																																																								
屋根及びとい	建築板金	○ 内外装板金作業																																																																																								
金属	建築板金	○ 内外装板金作業																																																																																								
左官	左官	○ 左官作業																																																																																								
建具	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業																																																																																								
	ガラス施工	○ ガラス工事作業																																																																																								
塗装	塗装	○ 建築塗装作業																																																																																								
内装	内装仕上げ施工	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																								
	表装	・ 壁装作業																																																																																								
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																								
	種類	コンクリート強度(N/mm2)	鋼管厚(mm)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	セット数	長期設計支持力(kN/本)	備考																																																																																	
試験杭	上杭 中杭 下杭																																																																																									
本杭	上杭 中杭 下杭	* 図示 S-04	による																																																																																							
二章 仮 設 工 事	<p>1. 敷地の状況確認</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。</p> <p>2. ベンチマーク</p> <p>◎設計GLの設定は、BM（図示 KBM1）を±0とし、NGLはBM±（40）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②（一社）仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎外部足場（種類：枠組足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：養生シート）</p> <p>・壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下）</p> <p>・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の2）手すり設置方式 により行うこと。</p> <p>ただし監督員の承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類：脚立H=1.8m・枠組・棚足場）</p> <p>◎仮囲い（仕様：成形鋼板：H=2m、波形亜鉛鍍板：H=1.8m）（図示）</p> <p>◎ゲート（有・無：仕様：H×W=1.8×1.8）（図示）</p> <p>◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎監督員事務所は（設ける→面積→m2程度）・設けない）</p> <p>◎監督員事務所の備品は、監督員の指示を受けて設置すること。</p> <p>◎会議室は（設ける（面積35m2程度））・設けない）</p> <p>◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償）</p> <p>ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用（出来る・出来ない）、用水料金（有償・無償）</p> <p>ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎仮囲い化粧（図示）</p> <p>その他（設ける）</p> <p>◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。</p> <p>なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に（図示のとおり状態→現状に復旧）すること。</p> <p>◎道路占有料 円</p> <p>◎同用地は、（図示の場所に・用意していないので業者にて）設けること。</p> <p>ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎借地借家料 体育館棟北側農地(工事期間) 455,000円(税抜き)</p>	6. 建設発生汚泥の処理	<p>7. 山留め</p>																																																																																							

特 記 :	徳島県県土整備部営繕課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事				株式会社 剛 建築事務所	連水 可次
		名 称	特記仕様書（4）				徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
		図 番	A-4	S = NON	年 月		TEL 088-622-0883 第 102935 号	
						FAX 088-622-0885		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																						
四章 地業 工事	7. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業 ・砂利は、（切込砂利・切込砕石・再生クラッシュラン）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砕石</td> <td>基礎下</td> <td>図示</td> <td>C-40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>土間下・スロープ下・外構基礎</td> <td>図示</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクト2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²）とし、厚さは 50 mmとする。</p> <p>◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>◎防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p> <p>◎六価クロム溶出試験を（行う・行わない）。</p> <p>行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。</p> <p>六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固着化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12年3月31日 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砕石	基礎下	図示	C-40	再生クラッシュラン	土間下・スロープ下・外構基礎	図示	RC-40	五章 鉄筋 工事	5. 帯筋	◎形の種別は構造図による。	六章 コンクリート 工事	3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は、（普通ポルトランドセメント・混合セメントA種―高炉セメントB種―フライアッシュセメントB種）とする。</p> <p>・高炉セメントB種適用箇所（――）</p> <p>・フライアッシュセメントB種適用箇所（――）</p> <p>◎骨材は、標仕6.3.1 (2) による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（できない）。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは（行う・行わない）。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎徳島県立学校施設長寿命化計画の対応として、水セメント比を50%以下とし、かつ、鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さを1cm上乗せすること。</p>																																										
	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																																																										
切込砕石	基礎下	図示	C-40																																																											
再生クラッシュラン	土間下・スロープ下・外構基礎	図示	RC-40																																																											
6. 梁貫通孔補強	◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。	◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。	7. ガス圧接	◎圧接技能資格者は、JIS Z 3881（ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。	◎検査は、外観検査及び（引張試験・超音波探傷試験）による。	◎切取り部分の継手は次のとおりとする。 ・柱、梁の主筋（D19以上）：圧接 ・上記以外：（圧接・重ね継手） 重ね継手とする場合は監督員の承諾を受けること。また鉄筋相互間の間隔に留意すること。	◎機械式継手の種類（ ）、工法（ ）	◎品質の確認方法（ ）	◎鉄筋相互のあき（ ）	◎不合格となった継手部への措置（ ）	◎溶接継手の種類（ ）、工法（ ）	◎品質の確認方法（ ）	◎鉄筋相互のあき（ ）	◎不合格となった継手部への措置	4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	◎打継ぎの位置 梁及びスラブ（スパンの中央又は端から1/4付近 図示による） 柱及び壁（スラブ梁突は基礎の土壁 図示による）	◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3 [目地寸法] (1) (ア) による。	◎ひび割れ誘発目地の位置（図示による ）。	4. レディミクストコンクリート 工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。	5. 型枠	◎型枠は、（県産木製型枠・合板・金属製―樹脂系―打込み型枠―ブロッック）とする。	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	―	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし	合板	12mm	躯体	標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし	合板	12mm	基礎・土間	6. 無筋コンクリート	◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート	◎設計基準強度（ 18 ）N/mm ² 、スランプ（ 15 ）cm	◎適用箇所：基礎下
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																									
県産木製型枠	―	なし																																																												
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																												
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし	合板	12mm	躯体																																																									
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																												
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし	合板	12mm	基礎・土間																																																									
五章 鉄筋 工事	1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295 SD345</td> <td>D16以下 D19以上</td> </tr> <tr> <td>―</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>―</td> <td>―</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295 SD345	D16以下 D19以上	―	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	―	―	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		六章 コンクリート 工事	1. 一般事項	◎コンクリートの種類 ・I類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート） ―II類（JIS A 5308への適合したコンクリート） ◎設計基準強度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fm (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通</td> <td rowspan="2">27</td> <td rowspan="2">27+ (S)</td> <td>15</td> <td rowspan="2">有</td> <td rowspan="2">I類</td> <td rowspan="2">標仕6.2.3 (1)</td> <td>基礎・地中梁</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>躯体・スラブ</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18+ (S)</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I類</td> <td></td> <td>外構・土間コ</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I類</td> <td></td> <td>防水押えコ・捨コ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正值 (S) は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承諾を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fm (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	27	27+ (S)	15	有	I類	標仕6.2.3 (1)	基礎・地中梁	18	躯体・スラブ	普通	18	18+ (S)	15	無	I類		外構・土間コ	普通	18	18	15	無	I類		防水押えコ・捨コ	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。	◎合板せき板を用いる打放し仕上げの種類は（A・ B ・C）種とする。	◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。		
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																										
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295 SD345	D16以下 D19以上																																																											
―	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	―	―																																																											
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																																																												
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fm (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																																							
普通	27	27+ (S)	15	有	I類	標仕6.2.3 (1)	基礎・地中梁																																																							
			18				躯体・スラブ																																																							
普通	18	18+ (S)	15	無	I類		外構・土間コ																																																							
普通	18	18	15	無	I類		防水押えコ・捨コ																																																							
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	◎鉄筋の継手は（重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手―溶接継手）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。	◎鉄筋の継手の位置は図示による。	◎結束線の端部は内側に折り曲げる。	◎柱、梁の主筋は、（ガス圧接継手・機械式継手）とする。	◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（L1）mmとする。	◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。	◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。	◎鉄筋の90°未滿の折曲げの内法直径は図示による。	◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。	◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節―基礎及び基礎梁の配筋] ～ [7節―梁貫通孔その他配筋] による。																																																
3. 鉄筋の継手及び定着	◎鉄筋の継手は（重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手―溶接継手）とする。 原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。	◎鉄筋の継手の位置は図示による。	◎結束線の端部は内側に折り曲げる。	◎柱、梁の主筋は、（ガス圧接継手・機械式継手）とする。	◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（L1）mmとする。	◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。	◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。	◎鉄筋の90°未滿の折曲げの内法直径は図示による。	◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。	◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節―基礎及び基礎梁の配筋] ～ [7節―梁貫通孔その他配筋] による。																																																	
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。	◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。	◎杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。	◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図 [1節―基礎及び基礎梁の配筋] ～ [7節―梁貫通孔その他配筋] による。																																																										

特記：

徳島県県土整備部宮崎課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
名称	特記仕様書 (5)		
図番	A-5	S = NON	年 月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																						
七章 鉄骨工事	1. 一般事項	<p>◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（ M ）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。</p> <p>◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（置く・置かなくとも可）</p> <p>◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板（30×35×45cm）（H.4.9.30 住指発第347号）を掲示すること。</p> <p>◎鋼材は次による。 *構造部材リストS-26・30参照</p> <table border="1"> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>SN400B</td> <td>建築構造用圧延鋼板（JIS G3136）</td> <td>大梁・柱</td> </tr> <tr> <td>SS400</td> <td>一般構造用圧延鋼板（JIS G3101）</td> <td>小梁・大梁</td> </tr> <tr> <td>BCR295</td> <td>冷間ロール成形形鋼管</td> <td>柱</td> </tr> <tr> <td>SN400C SN490C</td> <td>建築構造用圧延鋼板（JIS G3136）</td> <td>ダイヤフラム</td> </tr> </table> <p>◎高力ボルトは、（トルシア高力ボルト・トルシア高力ボルト2種・溶融亜鉛めっき高力ボルト）とする。 （径は（ ）とも、使用箇所は図示による。）</p> <table border="1"> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>トルシア高力ボルト</td> <td>JSS II 09</td> </tr> <tr> <td>JIS-B-1196</td> <td>JIS高力ボルト</td> <td>2種(F10T)</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種（F8T）</td> </tr> </table> <p>◎普通ボルト及びナットの材料等は、（引付鋼品（引付ボルト及び引付ナット）・JIS本体規格品（ISO規格））とする。 径及び使用箇所は図示による。</p> <p>◎構造用アンカーボルトの材質は（ ABR400 ・HR490）とする。</p> <p>◎建方用アンカーボルトの材質は（ S400 ・SS490）とする。</p> <p>◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。</p> <p>◎ターンバックル 鋼の種類（割枠式・パイプ式） ボルトの種類（羽子板ボルト・両ねじボルト・アイボルト） ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、（M6～M3）×（図示）mmとする。</p> <p>◎床構造用のデッキプレート 材質（SDP2G（Z12）） 形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。 ・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ボルトランドセメントとする。 ・混和材は、セメント系膨張材（酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。 ・砂、配合比等は、製造所の仕様による。 ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.5による。</p>	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SN400B	建築構造用圧延鋼板（JIS G3136）	大梁・柱	SS400	一般構造用圧延鋼板（JIS G3101）	小梁・大梁	BCR295	冷間ロール成形形鋼管	柱	SN400C SN490C	建築構造用圧延鋼板（JIS G3136）	ダイヤフラム	規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア高力ボルト	JSS II 09	JIS-B-1196	JIS高力ボルト	2種(F10T)	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T）	七章 鉄骨工事	5. 高力ボルト接合	<p>◎すべり係数試験は（行わ）行わない）。 ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。</p> <p>◎ショットプラスト又はグリットプラストにより摩擦面の表面粗度を50μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。 (1) 表面粗度測定機による測定 (2) プラスト機等の性能表による確認 (3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。</p> <p>◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（行わ）行わない）。</p> <p>◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。</p> <p>◎トルシア高力ボルトは、軸力の確認試験を（行わ）行わない）。</p> <p>◎締付け工法の確認は、JASS6 6.3〔締付け工法の確認〕に準じる。</p> <p>◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。</p> <p>◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5 (2)～(3)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。</p> <p>◎普通ボルトの戻止めは（二重ナット・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット）による。 ただし、母屋・鋼線類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。</p> <p>◎普通ボルトの座金は（JIS B 1256）による。</p> <p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（行わ）行わない）。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎鋼製エンドタブの切断は（行わ）行わない）。行う場合は図示による。</p> <p>◎鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎低応力高サイクル疲労を受けやすい部位は、図示による。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（行わ）行わない）。 試験を行う場合の平均出検査品質限界（AQL）は（2.5）4%とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>工場・現場溶接</td> <td>第6水準</td> <td></td> </tr> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験	工場・現場溶接	第6水準		七章 鉄骨工事	11. 工事現場施工	<p>◎鉄骨建方の精度は、（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書-6. 鉄骨工事付則-6. 鉄骨精度検査基準」による。</p> <p>ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。</p> <p>◎建方用アンカーボルトを（使用せず）使用しない）。 ◎建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎構造用アンカーボルトを（使用する）使用しない）。</p> <p>◎構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎アンカーボルトの保持及び埋込み工法は（A・B）種とする。</p> <p>◎柱底均しモルタル工法は（A・B）種とし、厚さは図示による。 A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。</p>	七章 鉄骨工事	12. 軽量形鋼構造	<p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、鋼線、母屋類は除く。 また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の垂鉛めっきは、標仕 表14.2.2による。</p>	七章 鉄骨工事	13. 溶融亜鉛めっき工法	<p>◎摩擦面の処理は、（プラスト処理・サン酸塩処理）とする。</p> <p>◎プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50μmRz以上の確認を行う。</p> <p>◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は（すべり試験）とする。 すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。</p>													
	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																											
	SN400B	建築構造用圧延鋼板（JIS G3136）	大梁・柱																																																											
	SS400	一般構造用圧延鋼板（JIS G3101）	小梁・大梁																																																											
BCR295	冷間ロール成形形鋼管	柱																																																												
SN400C SN490C	建築構造用圧延鋼板（JIS G3136）	ダイヤフラム																																																												
規格番号等	規格名称等	セットの種類																																																												
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア高力ボルト	JSS II 09																																																												
JIS-B-1196	JIS高力ボルト	2種(F10T)																																																												
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種（F8T）																																																												
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																																											
超音波探傷試験	工場・現場溶接	第6水準																																																												
三章 材料試験	3. 材料試験	<p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎トルシア高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を（行わ）行わない）。</p>	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	1. コンクリートブロック塀壁及び扉	<p>◎コンクリートブロックは、JIS A 5406による規格品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">断面形状 (空洞、 型枠状)</th> <th rowspan="2">圧縮強さ の種別 (08~40)</th> <th rowspan="2">化粧内容</th> <th rowspan="2">寸法精度 (標準制度、 高精度)</th> <th rowspan="2">透水性 (普通、 防水性)</th> <th rowspan="2">正味 厚さ (mm)</th> <th colspan="2">モジュール 呼び寸法(mm)</th> <th rowspan="2">適用箇所</th> </tr> <tr> <th>長さ</th> <th>高さ</th> </tr> <tr> <td>空洞</td> <td>08</td> <td>—</td> <td>標準制度</td> <td>普通</td> <td>100</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>階段下倉庫</td> </tr> </table> <p>◎充填用及びまぐさのコンクリートは1類とし、呼び強度F=21、スランプ21cmとする。 上記以外のコンクリートは、設計基準強度F=21N/mm2</p> <p>◎壁及びまぐさの配筋は図示による。</p> <p>◎壁配筋の継手定着及び端部の折り曲げ形状は図示による。</p> <p>◎モルタルの調合は、標仕8.2.3とする。</p>	断面形状 (空洞、 型枠状)	圧縮強さ の種別 (08~40)	化粧内容	寸法精度 (標準制度、 高精度)	透水性 (普通、 防水性)	正味 厚さ (mm)	モジュール 呼び寸法(mm)		適用箇所	長さ	高さ	空洞	08	—	標準制度	普通	100	400	200	階段下倉庫	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	2. 押出成形セメント板	<p>◎押出成形セメント板は、JIS A 5441による規格品とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類 (外壁用 間仕切用)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>働き幅 (mm)</th> <th>表面形状</th> <th>ロックウール 充填の有無</th> <th>パネルの 取付け工法</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>外壁用</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>フラット</td> <td>無</td> <td>縦張工法</td> <td>渡り廊下</td> <td>A種</td> </tr> </table> <p>◎パネル相互の目地幅は、長辺（ 10 ）mm、短辺（ 15 ）mm以上とする。</p> <p>◎出隅及び入隅のパネル接合目地は伸縮目地で目地幅は（ 15 ）mmとし、シーリング材（寸法15×10（mm））を充填する。</p> <p>◎耐火性能は（2時間耐火・1時間耐火・30分耐火）とする。</p> <p>◎耐火構造以外の目地及び隙間の処理は（パネル製造所の指定）とする。</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速V0=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（I・II・III）=IV）</p> <p>◎アスベストを使用していない製品とする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を 確認のうえ、施工計画書を提出する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>開口の大きさ</th> <th>切断後のパネルの残り部分の幅</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">パネルに開口 を設ける場合</td> <td>短辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パネルを切り 欠く場合</td> <td>短辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類 (外壁用 間仕切用)	厚さ (mm)	働き幅 (mm)	表面形状	ロックウール 充填の有無	パネルの 取付け工法	使用箇所	備考	外壁用	60	600	フラット	無	縦張工法	渡り廊下	A種			開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅	パネルに開口 を設ける場合	短辺			長辺			パネルを切り 欠く場合	短辺			長辺		
	断面形状 (空洞、 型枠状)	圧縮強さ の種別 (08~40)		化粧内容	寸法精度 (標準制度、 高精度)							透水性 (普通、 防水性)	正味 厚さ (mm)		モジュール 呼び寸法(mm)		適用箇所																																													
長さ			高さ																																																											
空洞	08	—	標準制度	普通	100	400	200	階段下倉庫																																																						
種類 (外壁用 間仕切用)	厚さ (mm)	働き幅 (mm)	表面形状	ロックウール 充填の有無	パネルの 取付け工法	使用箇所	備考																																																							
外壁用	60	600	フラット	無	縦張工法	渡り廊下	A種																																																							
		開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅																																																											
パネルに開口 を設ける場合	短辺																																																													
	長辺																																																													
パネルを切り 欠く場合	短辺																																																													
	長辺																																																													
四章 工作一般	4. 工作一般	<p>◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。</p> <p>◎床書き現寸図は作成（せず）しない）。</p> <p>◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのいずれの検査・補強マニュアル」による。</p> <p>◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎仮組を（実施せず・実施しない）。</p>	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	8. スタッド溶接及びデッキプレート溶接	<p>◎デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、次による。 （アークスポット溶接・隅肉溶接・炭抜き栓溶接） ◎スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承諾を得ること。</p>	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	2. 押出成形セメント板	<p>◎パネル相互の目地幅は、長辺（ 10 ）mm、短辺（ 15 ）mm以上とする。</p> <p>◎出隅及び入隅のパネル接合目地は伸縮目地で目地幅は（ 15 ）mmとし、シーリング材（寸法15×10（mm））を充填する。</p> <p>◎耐火性能は（2時間耐火・1時間耐火・30分耐火）とする。</p> <p>◎耐火構造以外の目地及び隙間の処理は（パネル製造所の指定）とする。</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速V0=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（I・II・III）=IV）</p> <p>◎アスベストを使用していない製品とする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を 確認のうえ、施工計画書を提出する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>開口の大きさ</th> <th>切断後のパネルの残り部分の幅</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">パネルに開口 を設ける場合</td> <td>短辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パネルを切り 欠く場合</td> <td>短辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅	パネルに開口 を設ける場合	短辺			長辺			パネルを切り 欠く場合	短辺			長辺																																						
				開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅																																																									
パネルに開口 を設ける場合	短辺																																																													
	長辺																																																													
パネルを切り 欠く場合	短辺																																																													
	長辺																																																													
七章 鉄骨工事	7. 溶接接合	<p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（行わ）行わない）。</p>	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	9. 錆止め塗装	<p>◎素地ごしらは、標仕 表18.2.2（A・B）種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。</p> <p>◎塗料種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.1の（A・B）種 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の（A・B）種</p> <p>◎塗料塗り種別 鉄面 標準仕様書 表18.3.3の（A・B）種 （工場1回、現場1回） 亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.4の（A・B）種 （現場1回）</p> <p>◎鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を（行わ）行わない）。 行う場合の塗料の種類は（A・B）種とする。</p> <p>◎耐火被覆材の接着する面の塗装の範囲は図示による。塗料の種類は（A・B）種とする。</p> <p>◎耐火被覆材の接着する面以外の塗装の範囲は図示による。塗装の範囲は、標仕7.8.2 (1) (ア)～(オ)以外とする。</p>	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	10. 耐火被覆	<p>◎耐火被覆 種類（吹付・塗装）、材料・工法（半乾式吹付・耐火塗料） 耐火性能（1時間耐火）、適用箇所（一部体育館・渡り廊下）</p>																																																						
	7. 普通ボルト接合	<p>◎普通ボルトの戻止めは（二重ナット・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット）による。 ただし、母屋・鋼線類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。</p> <p>◎普通ボルトの座金は（JIS B 1256）による。</p> <p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（行わ）行わない）。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎鋼製エンドタブの切断は（行わ）行わない）。行う場合は図示による。</p> <p>◎鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎低応力高サイクル疲労を受けやすい部位は、図示による。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を（行わ）行わない）。 試験を行う場合の平均出検査品質限界（AQL）は（2.5）4%とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>工場・現場溶接</td> <td>第6水準</td> <td></td> </tr> </table>		試験の種類	試験箇所		試験数	備考	超音波探傷試験	工場・現場溶接	第6水準		八章 ブロック、押出成形セメント板工事	8. スタッド溶接及びデッキプレート溶接	<p>◎デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、次による。 （アークスポット溶接・隅肉溶接・炭抜き栓溶接） ◎スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承諾を得ること。</p>	八章 ブロック、押出成形セメント板工事	2. 押出成形セメント板	<p>◎パネル相互の目地幅は、長辺（ 10 ）mm、短辺（ 15 ）mm以上とする。</p> <p>◎出隅及び入隅のパネル接合目地は伸縮目地で目地幅は（ 15 ）mmとし、シーリング材（寸法15×10（mm））を充填する。</p> <p>◎耐火性能は（2時間耐火・1時間耐火・30分耐火）とする。</p> <p>◎耐火構造以外の目地及び隙間の処理は（パネル製造所の指定）とする。</p> <p>◎建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速V0=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（I・II・III）=IV）</p> <p>◎アスベストを使用していない製品とする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を 確認のうえ、施工計画書を提出する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>開口の大きさ</th> <th>切断後のパネルの残り部分の幅</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">パネルに開口 を設ける場合</td> <td>短辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パネルを切り 欠く場合</td> <td>短辺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長辺</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅	パネルに開口 を設ける場合	短辺			長辺			パネルを切り 欠く場合	短辺			長辺																												
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																																											
超音波探傷試験	工場・現場溶接	第6水準																																																												
		開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅																																																											
パネルに開口 を設ける場合	短辺																																																													
	長辺																																																													
パネルを切り 欠く場合	短辺																																																													
	長辺																																																													

特記：

徳島県県土整備部営繕課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事			株式会社 剛 建築事務所 連水可次 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第102935号 FAX 088-622-0885
	名称	特記仕様書(6)			
	図番	A-6	S = NON	年月	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																											
九章 防水工事	1. 一般事項	◎防水下地の乾燥については、高周波水分計による下地水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。	十章 タイル工事	1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	◎伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、図示の箇所及び標仕により、割付図を作成し監督員の承認を得ること。 ◎下地のひび割れ誘発目地の位置及び他部材との取合い部には、伸縮調整目地を設ける。 ◎入隅部、建具枠回り等との取合い部に伸縮調整目地を設ける。	十一章 木工事	1. 一般事項	◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を経済局に提出する。含水率は（A・Φ）種とする。 ◎木材の品質 市場品とする ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和43年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・県産材と表記している材については徳島県木材認証制度に適合した材とすること。 ・樹種及び等級																																																																											
	2. アスファルト防水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>保護層の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根保護防水密着工法</td> <td>A-1</td> <td>体育館棟屋上</td> <td>保護コンクリート厚80金コテ押え 心層接合部φ-100# 伸縮目地厚25@3000以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎アスファルトは、JIS K 2207 の規格品3種とする。 ◎端部押え金物は既成アルミニウム製とし、形状寸法は（ 製造所の仕様 ）とする。 ◎防水下地の立上りコンクリートの仕上げは（ 打放し B種 ）とする。 ◎保護層の伸縮目地は成形伸縮目地とし、成形緩衝材は防水層に不具合を及ぼさないものとする。 ◎立上り部の保護は、（ 乾式工法 ・ ねんが押え ― コンクリート押え ）とする。 ◎乾式保護材は、押出成形セメント板厚15（専用水切共）とする。 ◎屋上排水溝は図示する。</p>		工法	種別		施工箇所	保護層の内容	備考	屋根保護防水密着工法	A-1	体育館棟屋上	保護コンクリート厚80金コテ押え 心層接合部φ-100# 伸縮目地厚25@3000以内							◎壁タイル張り工法（  ） ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎試験張りを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。	2. 製材	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆の集材材等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎「集材材の日本農林規格」による造作用集材材 積層材																																																													
	工法	種別		施工箇所	保護層の内容		備考																																																																												
	屋根保護防水密着工法	A-1		体育館棟屋上	保護コンクリート厚80金コテ押え 心層接合部φ-100# 伸縮目地厚25@3000以内																																																																														
	3. 合成高分子ルーフィングシート防水	◎合成高分子ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S-F2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>1.5 mm</td> <td>渡り廊下屋上立上部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-M2</td> <td>塩化ビニル樹脂系</td> <td>1.5 mm</td> <td>渡り廊下屋上平場部</td> <td>非歩行</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎仕上げ塗料の種類（ カラー ）, 使用量（ 製造所の仕様による ） ◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo=（ 36 ）m/s 地表面粗度区分（ Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ） ◎固定金具 材質（ 製造所の仕様による ） 形状寸法（ 製造所の仕様による ）</p>	種別		種類	厚さ	施工箇所	備考	S-F2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	渡り廊下屋上立上部		SI-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	渡り廊下屋上平場部	非歩行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法 (mm)</th> <th>吸水率による区分</th> <th>うわぐすり</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>再生材の</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>I 類 II 類 III 類</td> <td>施す 無</td> <td>有 無</td> <td>標準 特注</td> <td>適用</td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポーチ エントランス</td> <td>300角</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>C.S.R値 0.4以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎試験張りを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状/寸法 (mm)</th> <th>吸水率による区分</th> <th>うわぐすり</th> <th>役物</th> <th>色</th> <th>再生材の</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>I 類 II 類 III 類</td> <td>施す 無</td> <td>有 無</td> <td>標準 特注</td> <td>適用</td> <td>有 無</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男子WC 汚垂タイル</td> <td>図示 薄型</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎試験張りを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎目地詰めを（ 行わず ・ 行わない ）。</p>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考			I 類 II 類 III 類	施す 無	有 無	標準 特注	適用	有 無			ポーチ エントランス	300角	○		○	○		○		C.S.R値 0.4以上	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考			I 類 II 類 III 類	施す 無	有 無	標準 特注	適用	有 無			男子WC 汚垂タイル	図示 薄型	○		○	○		○			3. 造作用集材材等	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆の集材材等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎「集材材の日本農林規格」による造作用集材材 積層材
	種別	種類		厚さ	施工箇所		備考																																																																												
S-F2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	渡り廊下屋上立上部																																																																																
SI-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5 mm	渡り廊下屋上平場部	非歩行																																																																															
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考																																																																										
		I 類 II 類 III 類	施す 無	有 無	標準 特注	適用	有 無																																																																												
ポーチ エントランス	300角	○		○	○		○		C.S.R値 0.4以上																																																																										
施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の	耐凍害性	耐滑り性	備考																																																																										
		I 類 II 類 III 類	施す 無	有 無	標準 特注	適用	有 無																																																																												
男子WC 汚垂タイル	図示 薄型	○		○	○		○																																																																												
4. 塗膜防水	◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-SUP</td> <td>体育館棟EVコート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-1</td> <td>体育館棟-渡り廊下棟取合部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>体育館棟庇 体育館棟屋上視床基礎 体育館棟屋上階段</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎仕上げ塗料の種類（ カラー ）, 使用量（ 製造所の仕様による ）</p>	種別	施工箇所	備考	C-SUP	体育館棟EVコート		X-1	体育館棟-渡り廊下棟取合部		X-2	体育館棟庇 体育館棟屋上視床基礎 体育館棟屋上階段		◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎試験張りを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎目地詰めを（ 行わず ・ 行わない ）。	5. 有機接着剤によるタイル張り	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆の床張り用合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎普通合板																																																																		
種別	施工箇所	備考																																																																																	
C-SUP	体育館棟EVコート																																																																																		
X-1	体育館棟-渡り廊下棟取合部																																																																																		
X-2	体育館棟庇 体育館棟屋上視床基礎 体育館棟屋上階段																																																																																		
5. シーリング	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。下表以外は、標準仕様書表9.7.1による。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">シーリング材の種類</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">接着性試験 (引張,簡易)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>主成分及び硬化機構による区分</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変性シリコーン系</td> <td>外部開口廻り</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>簡易</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">PU-2</td> <td rowspan="3">ポリウレタン系</td> <td>打継目地</td> <td>20</td> <td>10</td> <td rowspan="3">簡易</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ひびわれ誘発目地</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板</td> <td>10 15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td rowspan="2">シリコーン系</td> <td>ガラス</td> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>SR-2</td> <td>防火設備ガラス</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（ 行わず ・ 行わない ）。</p>	シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張,簡易)	備考	記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ	MS-2	変性シリコーン系	外部開口廻り	15	10	簡易		PU-2	ポリウレタン系	打継目地	20	10	簡易		ひびわれ誘発目地	15	10	押出成形セメント板	10 15	10	SR-1	シリコーン系	ガラス	5	5			SR-2	防火設備ガラス	◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎試験張りを（ 行わず ・ 行わない ）。 ◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ◎目地詰めを（ 行わず ・ 行わない ）。	6. 有機接着剤	◎普通合板																																						
シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法			接着性試験 (引張,簡易)	備考																																																																												
記号	主成分及び硬化機構による区分		幅	深さ																																																																															
MS-2	変性シリコーン系	外部開口廻り	15	10	簡易																																																																														
PU-2	ポリウレタン系	打継目地	20	10	簡易																																																																														
		ひびわれ誘発目地	15	10																																																																															
		押出成形セメント板	10 15	10																																																																															
SR-1	シリコーン系	ガラス	5	5																																																																															
SR-2		防火設備ガラス																																																																																	
6. 漏水試験	◎屋内については、水張り試験を行う。									6. 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆の床張り用合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎普通合板																																																																								
7. 防水保証	◎防水工完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による。（ 3 ～ 5 ～ 7 ・ 10 ）年間の防水工事事性能保証書を提出すること。										7. 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆の床張り用合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎普通合板																																																																							

特記：

徳島県県土整備部公営課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885
	名称	特記仕様書（7）				
	図番	A-7	S = NON	年 月		

株式会社 剛 建築事務所
徳島市末広3丁目3-3
TEL 088-622-0883
FAX 088-622-0885

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																								
十五章 建具工事	1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p>	十六章 塗装工事	1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	十七章 内装工事	4. せっこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付</td> <td>9.0</td> <td>不燃</td> <td>接着剤</td> <td>ボード面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木毛セメント板 JIS A 5404の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品</td> <td>天井</td> <td>目透し</td> <td>6.0</td> <td>不燃</td> <td>小ねじ等</td> <td>軽鉄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山性ガラス質複層板(VSボード) JIS A 5440の規格品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>5.5</td> <td></td> <td>小ねじ等</td> <td>ボード面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然木化粧合板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊加工化粧板 農林省告示第233号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>難燃合板 農林省告示第1869号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付	9.0	不燃	接着剤	ボード面		ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品								グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品								ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品								木毛セメント板 JIS A 5404の規格品								けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	目透し	6.0	不燃	小ねじ等	軽鉄		火山性ガラス質複層板(VSボード) JIS A 5440の規格品								普通合板 農林省告示第233号	壁	突付	5.5		小ねじ等	ボード面		天然木化粧合板 農林省告示第233号								特殊加工化粧板 農林省告示第233号								難燃合板 農林省告示第1869号								その他							
	材種・規格品	施工箇所		工法	厚さ(mm)		不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																																																																						
	ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井		突付	9.0		不燃	接着剤	ボード面																																																																																																							
	ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品																																																																																																															
	グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品																																																																																																															
	ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品																																																																																																															
	木毛セメント板 JIS A 5404の規格品																																																																																																															
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	天井	目透し	6.0	不燃	小ねじ等	軽鉄																																																																																																										
火山性ガラス質複層板(VSボード) JIS A 5440の規格品																																																																																																																
普通合板 農林省告示第233号	壁	突付	5.5		小ねじ等	ボード面																																																																																																										
天然木化粧合板 農林省告示第233号																																																																																																																
特殊加工化粧板 農林省告示第233号																																																																																																																
難燃合板 農林省告示第1869号																																																																																																																
その他																																																																																																																
2. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> <td>A-4</td> <td>W-5</td> <td>70</td> <td>図示</td> <td>BB-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎防虫網の材質（ステンレス製（SUS316）→ガラス繊維入り合成樹脂製→合成樹脂製）</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎建具には製造業者名を表示すること。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-4	W-5	70	図示	BB-2	2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">素地</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">さび止め工程の種類</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>素地</th> <th>ごしらえ</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>C種</td> <td></td> <td>A種</td> <td>A種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別		素地		さび止め塗料		さび止め工程の種類	備考	屋外	屋内	素地	ごしらえ	屋外	屋内	鉄鋼面		B種	C種		A種	A種			5. 壁紙張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の級別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>ビニル</td> <td></td> <td>全面パテ処理</td> <td>-</td> <td>アクリル系用</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考	アリーナ	ビニル		全面パテ処理	-	アクリル系用																																																									
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見寸法	使用箇所	表面処理																																																																																																										
B種	S-5	A-4	W-5	70	図示	BB-2																																																																																																										
区分	種別		素地		さび止め塗料		さび止め工程の種類	備考																																																																																																								
	屋外	屋内	素地	ごしらえ	屋外	屋内																																																																																																										
鉄鋼面		B種	C種		A種	A種																																																																																																										
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考																																																																																																											
アリーナ	ビニル		全面パテ処理	-	アクリル系用																																																																																																											
3. 鋼製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。</p> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎鋼板は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量は（Z12又はF12）以上とする。 なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎標準型鋼製建具は、標仕16.4.6により寸法及び金物を標準化したものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎標準型鋼製軽量建具は、標仕16.5.6により寸法及び金物を標準化したものとする。</p>	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理	S-4	A-3	W-4				図示		気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考	A-3				図示		3. クリヤーラッカー塗り(OL)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	素地ごしらえ	備考	木部	B種	B種		6. 断熱・防露	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>種別</th> <th>厚さ</th> <th>工法</th> <th>補修材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹付硬質ウレタンフォーム</td> <td>A種</td> <td>50</td> <td>吹付</td> <td></td> <td>ノンフロム</td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材</td> <td>24kg/m3</td> <td>50</td> <td>充填</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※15kg/m3フォーム</td> <td>3種a</td> <td>30</td> <td>敷込</td> <td></td> <td>床スラブ下</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種	種別	厚さ	工法	補修材	備考	吹付硬質ウレタンフォーム	A種	50	吹付		ノンフロム	グラスウール吸音材	24kg/m3	50	充填			※15kg/m3フォーム	3種a	30	敷込		床スラブ下																																															
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理																																																																																																									
S-4	A-3	W-4				図示																																																																																																										
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考																																																																																																											
A-3				図示																																																																																																												
区分	種別	素地ごしらえ	備考																																																																																																													
木部	B種	B種																																																																																																														
材種	種別	厚さ	工法	補修材	備考																																																																																																											
吹付硬質ウレタンフォーム	A種	50	吹付		ノンフロム																																																																																																											
グラスウール吸音材	24kg/m3	50	充填																																																																																																													
※15kg/m3フォーム	3種a	30	敷込		床スラブ下																																																																																																											
4. 鋼製軽量建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性</th> <th>遮音性</th> <th>断熱性</th> <th>面内変形追随性</th> <th>使用箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎標準型鋼製軽量建具は、標仕16.5.6により寸法及び金物を標準化したものとする。</p>	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考	A-3				図示		4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>せっこうボード面</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	素地ごしらえ	備考	コンクリート面	B種	B種		せっこうボード面	B種	B種		7. 接着剤	<p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																																																																			
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考																																																																																																											
A-3				図示																																																																																																												
区分	種別	素地ごしらえ	備考																																																																																																													
コンクリート面	B種	B種																																																																																																														
せっこうボード面	B種	B種																																																																																																														
5. 建具用金物	<p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕16.8.11による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.2による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製造所の仕様による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレーセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する（3組）。その他の鍵の製作本数は（各室3本3組）</p>	5. ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎コートライン引き スポーツシート・床暖房対応メーカー仕様による</p>	区分	種別	素地ごしらえ	備考	木部	B種	B種																																																																																																						
区分	種別	素地ごしらえ	備考																																																																																																													
木部	B種	B種																																																																																																														
6. 重量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>ポーチ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td>強度 耐風圧強度 S-5</td> </tr> <tr> <td>シャッターの種類</td> <td>管理用シャッター 屋外用防火シャッター 屋内用防火シャッター 防塵シャッター</td> </tr> <tr> <td>開閉機能</td> <td>上部電動式(手動併用) 上部手動式</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td>天井内納まり</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所：評価名簿による。</p>	設置場所	ポーチ	強度	強度 耐風圧強度 S-5	シャッターの種類	管理用シャッター 屋外用防火シャッター 屋内用防火シャッター 防塵シャッター	開閉機能	上部電動式(手動併用) 上部手動式	安全装置	図示	シャッターケース仕様	天井内納まり	6. ウレタン樹脂系塗料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>種類の記号</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th>接着剤</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>FS</td> <td>マーブル</td> <td>2.0</td> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> <td></td> <td>通路等 WC</td> <td>土足仕様 消臭</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">◎ビニル幅木：材質（軟質・硬質）、高さ（60・70→100）、厚さ（1.5）</td> </tr> <tr> <td colspan="10">◎スポーツシート：床暖房対応弾性シートJIS A 1454 ウッドカラー 図示による</td> </tr> </tbody> </table>	材質	種類の記号	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	ビニル床シート	FS	マーブル	2.0	材質	厚さ	高さ		通路等 WC	土足仕様 消臭	◎ビニル幅木：材質（軟質・硬質）、高さ（60・70→100）、厚さ（1.5）										◎スポーツシート：床暖房対応弾性シートJIS A 1454 ウッドカラー 図示による																																																																		
設置場所	ポーチ																																																																																																															
強度	強度 耐風圧強度 S-5																																																																																																															
シャッターの種類	管理用シャッター 屋外用防火シャッター 屋内用防火シャッター 防塵シャッター																																																																																																															
開閉機能	上部電動式(手動併用) 上部手動式																																																																																																															
安全装置	図示																																																																																																															
シャッターケース仕様	天井内納まり																																																																																																															
材質	種類の記号	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考																																																																																																							
ビニル床シート	FS	マーブル	2.0	材質	厚さ	高さ		通路等 WC	土足仕様 消臭																																																																																																							
◎ビニル幅木：材質（軟質・硬質）、高さ（60・70→100）、厚さ（1.5）																																																																																																																
◎スポーツシート：床暖房対応弾性シートJIS A 1454 ウッドカラー 図示による																																																																																																																
7. ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品種</th> <th>厚さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LOW-E強化+A12+強化</td> <td></td> <td>20</td> <td>複層ガラス-図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製</td> <td></td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>シリコーン-SR-1</td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td>シリコーン-SR-1</td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>木製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹脂製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p>	種類	品種	厚さ	備考	LOW-E強化+A12+強化		20	複層ガラス-図示	建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ	鋼製		建具製造所の仕様による。	アルミニウム製	シリコーン-SR-1	建具製造所の仕様による。	ステンレス製	シリコーン-SR-1	建具製造所の仕様による。	木製			樹脂製			1. ニル床シート張、ビニル床タイル張及びゴム床タイル張	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>種類の記号</th> <th>色柄</th> <th>厚さ</th> <th colspan="3">幅木</th> <th>接着剤</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ビニル床シート</td> <td>FS</td> <td>マーブル</td> <td>2.0</td> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> <td></td> <td>通路等 WC</td> <td>土足仕様 消臭</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">◎以下に物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。 ・室内空気中化学物質の室内濃度指針値について（H31.1.17薬生発0117第1号）における13物質 ・学校環境衛生基準（平成21年文科省告示第60号）第1の1の（8）ア～カの6物質</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材質	種類の記号	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考	ビニル床シート	FS	マーブル	2.0	材質	厚さ	高さ		通路等 WC	土足仕様 消臭	◎以下に物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。 ・室内空気中化学物質の室内濃度指針値について（H31.1.17薬生発0117第1号）における13物質 ・学校環境衛生基準（平成21年文科省告示第60号）第1の1の（8）ア～カの6物質										3. フローリング張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>種別</th> <th>樹種</th> <th>厚さ</th> <th>寸法</th> <th>模様</th> <th>工法</th> <th>釘・接着剤の種類</th> <th>表面仕上・塗装</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型積層フローリング</td> <td>-</td> <td>ナラ</td> <td>18</td> <td>300×1800</td> <td></td> <td>釘留め</td> <td>JISA5536</td> <td>サンダ掛け3回 現場UC塗</td> <td>ステージ</td> </tr> </tbody> </table>	品名	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装	備考	大型積層フローリング	-	ナラ	18	300×1800		釘留め	JISA5536	サンダ掛け3回 現場UC塗	ステージ																															
種類	品種	厚さ	備考																																																																																																													
LOW-E強化+A12+強化		20	複層ガラス-図示																																																																																																													
建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ																																																																																																														
鋼製		建具製造所の仕様による。																																																																																																														
アルミニウム製	シリコーン-SR-1	建具製造所の仕様による。																																																																																																														
ステンレス製	シリコーン-SR-1	建具製造所の仕様による。																																																																																																														
木製																																																																																																																
樹脂製																																																																																																																
材質	種類の記号	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考																																																																																																							
ビニル床シート	FS	マーブル	2.0	材質	厚さ	高さ		通路等 WC	土足仕様 消臭																																																																																																							
◎以下に物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。 ・室内空気中化学物質の室内濃度指針値について（H31.1.17薬生発0117第1号）における13物質 ・学校環境衛生基準（平成21年文科省告示第60号）第1の1の（8）ア～カの6物質																																																																																																																
品名	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装	備考																																																																																																							
大型積層フローリング	-	ナラ	18	300×1800		釘留め	JISA5536	サンダ掛け3回 現場UC塗	ステージ																																																																																																							

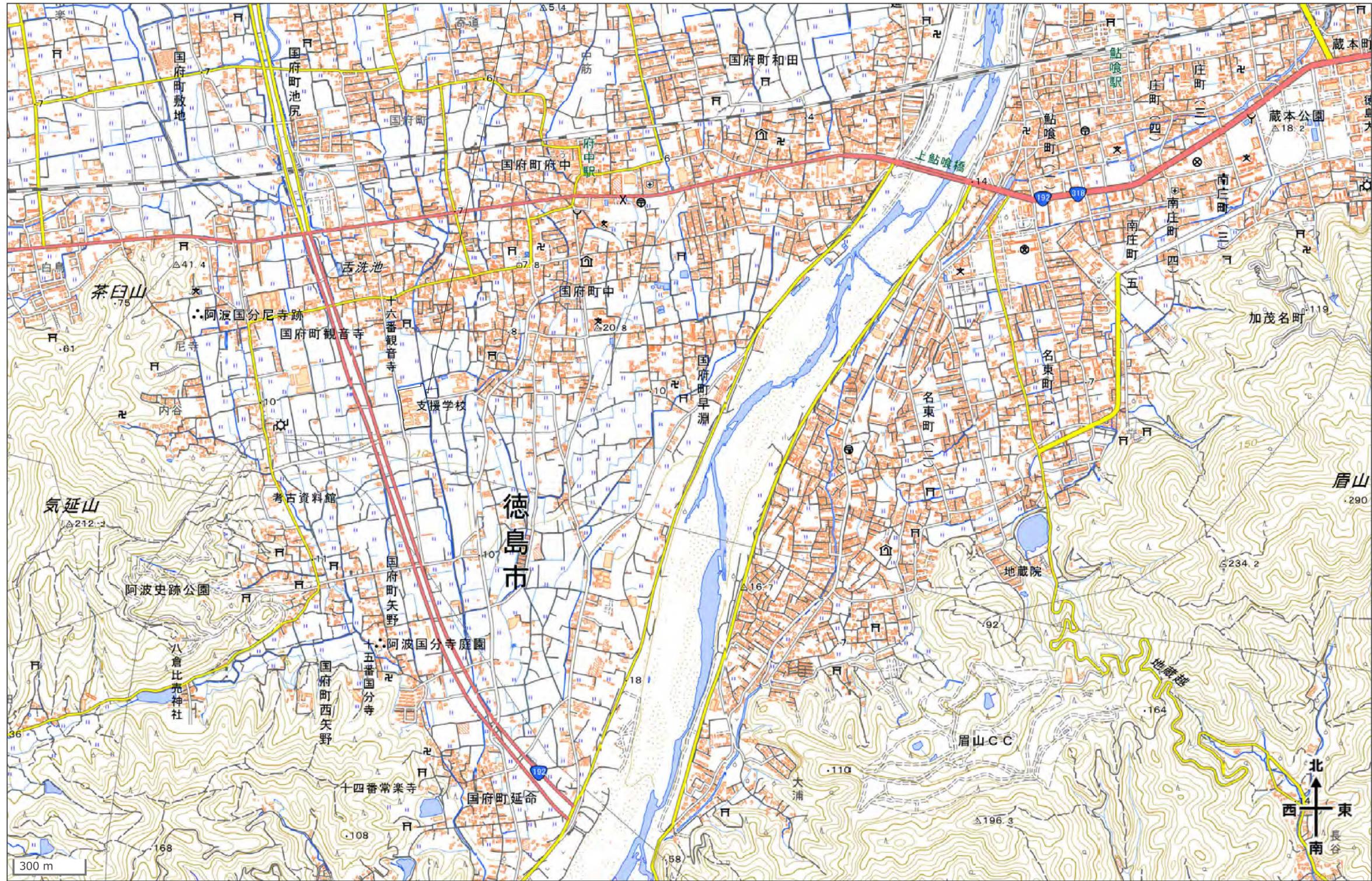
特記：

徳島県県土整備部宮總課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
名称	特記仕様書（9）		
図番	A-9	S = NON	年月

株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																								
十八 章 ユニ ット 及び その 他 工事	1. トイレブース	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="3">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> <tr> <td>高圧メラミン樹脂化粧板</td> <td>ステンレス巾木</td> <td>アール</td> <td>アルミ</td> </tr> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。 ◎非常時外開機能付きとする。 ◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>寸法(mm)</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>階段室</td> <td>磁器質タイル</td> <td>300角</td> <td>13+5</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>ポーチ</td> <td>磁器質タイル</td> <td>300角</td> <td>13+5</td> </tr> </table> <p>◎ブロックパターンはJIS T 9251による。</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>表面処理</th> <th>直径</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>アルミ押出形材</td> <td>半硬質樹脂</td> <td>34</td> <td>屋内階段・窓手摺 屋外手摺・階段</td> <td>プレーン</td> </tr> </table> <p>◎手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。</p> <p>◎材種（SUSJ4材）、形状（ L型 ）、幅（ 35 ）</p> <p>◎取付け方法は（埋込み工法・接着工法）とする。</p> <p>◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。</p> <p>◎仕様はサイン図による。</p> <p>◎案内用図記号はJIS Z 8210による。</p> <p>◎詳細は共通詳細図による。</p> <p>◎カーテンレールは次による。 材種（アルミ押出型材）、形状（ダブル）、寸法（図示）</p> <p>◎溝幅×深さ（mm） 材 質 表面処理 皮膜等の種類 鋼製（仕上） ・木製</p> <p>◎仕様は展開図（2）による。</p> <p>◎詳細は共通詳細図による。</p> <p>フェンスの種類 高さ ◎詳細は共通詳細図による。</p> <p>材種 奥行き ◎仕様は製造所の仕様による。 ◎詳細は共通詳細図による。</p> <p>◎合板、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>表面材の種類</th> <th>下地材の種類</th> <th>取付方法</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>ウレタン厚10の上 難燃レザー厚1</td> <td>ベニヤ合板厚9の上 ポリエチレン厚30</td> <td>マジックテープ</td> <td></td> </tr> </table> <p>◎防護マットの製造業者は公益財団法人日本体育施設用器具部会員であること。 ◎合板のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎サイズ：L=1000 W=35×35 材 質：軟質塩化ビニル 取付下地材：アルミニウム</p>	表面材の種類	ドアエッジ			形状	形状	材質	高圧メラミン樹脂化粧板	ステンレス巾木	アール	アルミ	施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ	屋内	階段室	磁器質タイル	300角	13+5	屋外	ポーチ	磁器質タイル	300角	13+5	材質	表面処理	直径	取付箇所	備考	アルミ押出形材	半硬質樹脂	34	屋内階段・窓手摺 屋外手摺・階段	プレーン	施工箇所	表面材の種類	下地材の種類	取付方法	備考	アリーナ	ウレタン厚10の上 難燃レザー厚1	ベニヤ合板厚9の上 ポリエチレン厚30	マジックテープ		十九 章 排水 工事	1. 排水管	◎排水管材料 <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>VP</td> <td>150-200-250</td> <td></td> </tr> </table>	材質	管の種類	呼び径	備考	硬質塩化ビニル管	VP	150-200-250		二十 章 舗 装 工 事	1. 路床	◎盛土材料（ B種 ） ◎六価クロム溶出試験を（行わず・行わない）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果（計量証明書）を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12.3.31 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領（案）」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。 ◎路床土の支持力比（CBR）試験は（行わず（乱れた土・乱さない土）・行わない）。 ◎路床締固め度試験は（行わず・行わない）。 ◎砂の粒度試験は（行わず・行わない）。 ◎現場CBR試験を（行わず・行わない）。	二十一 章 解 体 施 工	1. 一般事項	◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 分別して集積したところ (2) 積み込み状況（車のナンバープレートを書し込むこと） (3) 捨て場状況（車のナンバープレートを書し込むこと）
	表面材の種類	ドアエッジ																																																														
		形状	形状	材質																																																												
	高圧メラミン樹脂化粧板	ステンレス巾木	アール	アルミ																																																												
	施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ																																																												
	屋内	階段室	磁器質タイル	300角	13+5																																																											
	屋外	ポーチ	磁器質タイル	300角	13+5																																																											
	材質	表面処理	直径	取付箇所	備考																																																											
	アルミ押出形材	半硬質樹脂	34	屋内階段・窓手摺 屋外手摺・階段	プレーン																																																											
	施工箇所	表面材の種類	下地材の種類	取付方法	備考																																																											
	アリーナ	ウレタン厚10の上 難燃レザー厚1	ベニヤ合板厚9の上 ポリエチレン厚30	マジックテープ																																																												
	材質	管の種類	呼び径	備考																																																												
	硬質塩化ビニル管	VP	150-200-250																																																													
2. 視覚障害者用床タイル	◎ブロックパターンはJIS T 9251による。	2. 路盤	◎路盤材料（再生クラッシュラン）、車道部の厚さは（ 150 ）mm ◎締固め試験は（行わず・行わない）。 ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。	2. 工事の範囲	◎図示による。 なお、設備配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。																																																											
3. 手すり及びタラップ		3. コンクリート舗装	◎設計基準強度（ 18 N/mm2）、スランプ（ 8 cm ）、粗骨材の最大寸法（ 標仕による） ◎表面の仕上げ（ 刷毛引き ） <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>歩行者用通路</td> <td>70</td> </tr> </table> <p>◎目地材は注入の場合（低弾性タイプ・高弾性タイプ）による。 ◎目地 <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>目地の種類</th> <th>目地の間隔</th> </tr> <tr> <td>歩行者用通路-既存舗装取合い</td> <td>突合せ目地</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>歩行者用通路</td> <td>収縮目地</td> <td>4m程度ごと</td> </tr> <tr> <td>構造物取合い</td> <td>伸縮調整目地</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>◎溶接金網は使用（せず・しない）。 ◎コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水系又はレベルにより測定する。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> </p>	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	コンクリート舗装	歩行者用通路	70	部 位	目地の種類	目地の間隔	歩行者用通路-既存舗装取合い	突合せ目地	—	歩行者用通路	収縮目地	4m程度ごと	構造物取合い	伸縮調整目地	—	3. 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、（購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土・他工事の現場発生土）とする。 ◎混入する石の最大径は 40 mm程度とする。 ◎埋戻しは、基礎掘削部に行い、全体に整地すること。 ◎排土、排水等は、関係法令等に基づき、適切に処理すること。																																									
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																																																														
コンクリート舗装	歩行者用通路	70																																																														
部 位	目地の種類	目地の間隔																																																														
歩行者用通路-既存舗装取合い	突合せ目地	—																																																														
歩行者用通路	収縮目地	4m程度ごと																																																														
構造物取合い	伸縮調整目地	—																																																														
4. 階段滑り止め		4. その他		4. 工事中の排水																																																												
5. 鉄 設 備 工 事																																																																
6. 表示																																																																
7. カーテン及びカーテンレール																																																																
8. ブラインドボックス及びカーテンボックス																																																																
9. ミニキッチン																																																																
10. フェンス																																																																
11. 洗面カウンター * 設備工事																																																																
12. 既製家具																																																																
13. 防護マット																																																																
13. コーナーガード (既製品)																																																																
特 記 :		徳島県県土整備部営繕課		工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		株式会社 剛 建築事務所 連 水 可 次 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第 102935 号 FAX 088-622-0885																																																										
				名 称 特記仕様書（10）																																																												
				図 番 A-10		S = NON																																																										
				年 月																																																												



付近見取図

特記：

徳島県県土整備部営繕課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事			株式会社 剛 建築事務所	連水 可次
名称	付近見取図			徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
図番	A-12	S = NON	年月	TEL 088-622-0883	第 102935 号
				FAX 088-622-0885	

工事区分		1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	
A1	仮設工事	準備期間	準備期間	仮設					外部				足場撤去		仮設撤去	美装	検査
A2	土工事					山留・堤防		埋戻・山留撤去									
A3	杭工事	杭打注(約3ヵ月)			杭												
A4	鉄筋工事																
A5	型枠工事																
A6	コンクリート工事						基礎	渡り廊下	1階	2階	3階						
A7	鉄骨工事							渡り廊下									
A8	外壁工事							渡り廊下									
A9	防水工事																
A10	石タイル工事																
A11	木工事																
A12	屋根葺工事																
A13	金属工事																
A14	左官工事																
A15	建具工事																
A16	ガラス工事																
A17	塗装工事																
A18	内装工事																
A19	雑工事																
B	電気設備工事(別途)																
C	機械設備工事(別途)																
D	空調設備工事(別途)																
E	外構工事			解体				擁壁・階段・スロープ						圍障・自転車置場			
F	舗装工事																舗装

特記：

徳島県県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

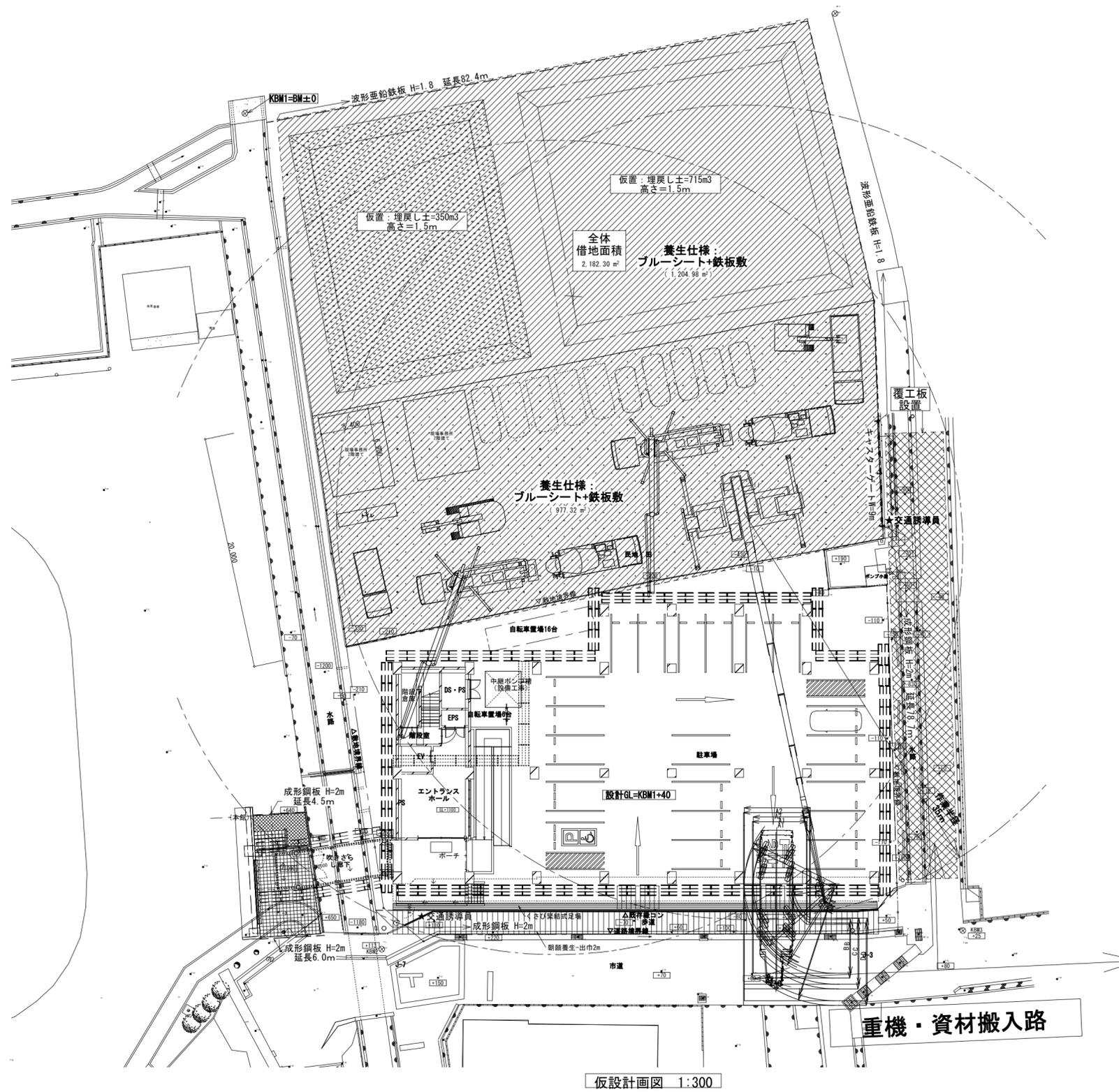
名称 概略工事工程表

図番 A-13

S=NON

年 月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市新蔵町1丁目51-1 1級建築士登録
 TEL 0886-22-0883 第102935号
 FAX 0886-22-0885



特記:

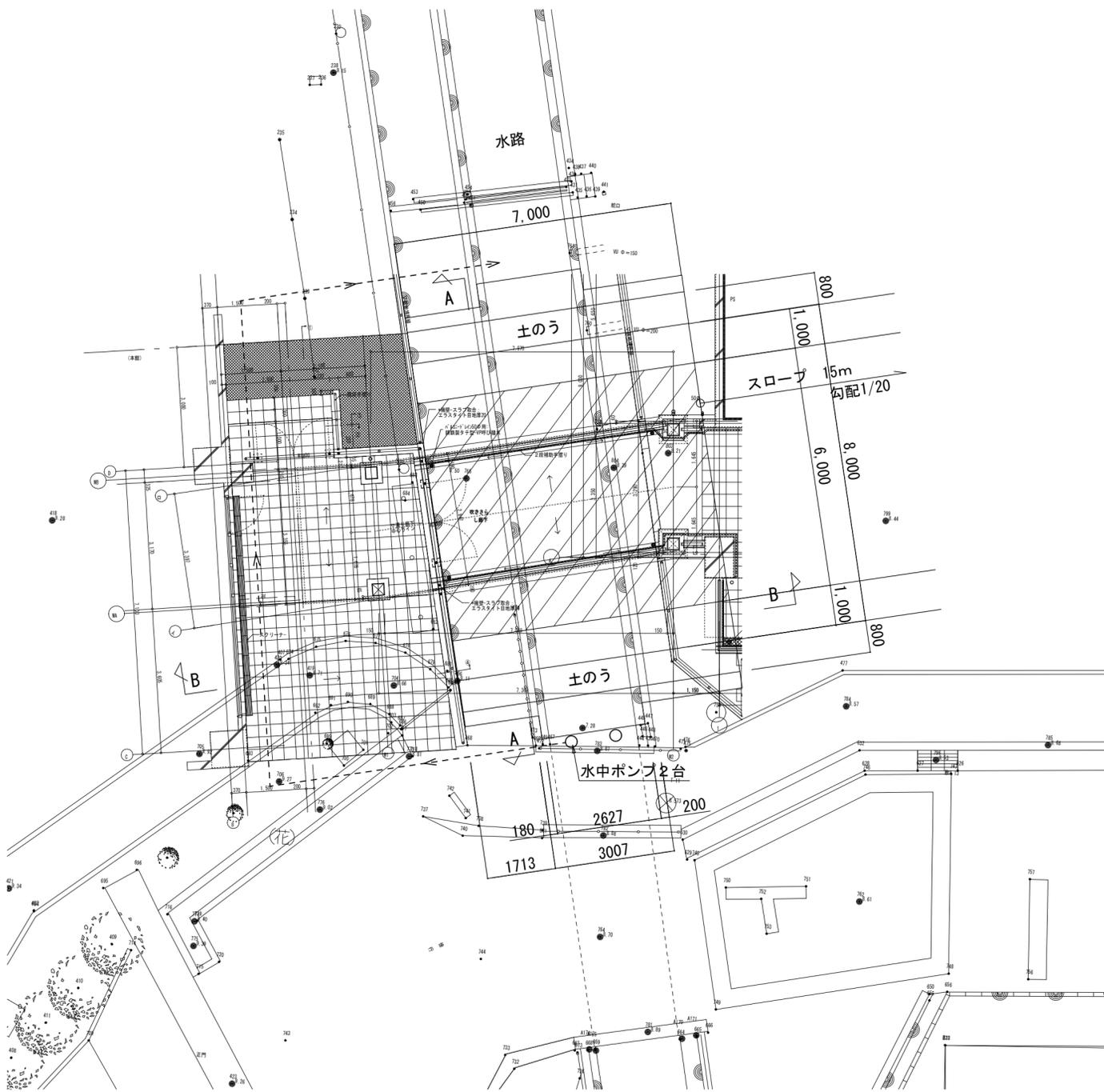
徳島県土整備部営繕課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
名称	仮設計画図 (参考)		
図番	A-15	S = 1:300	年月

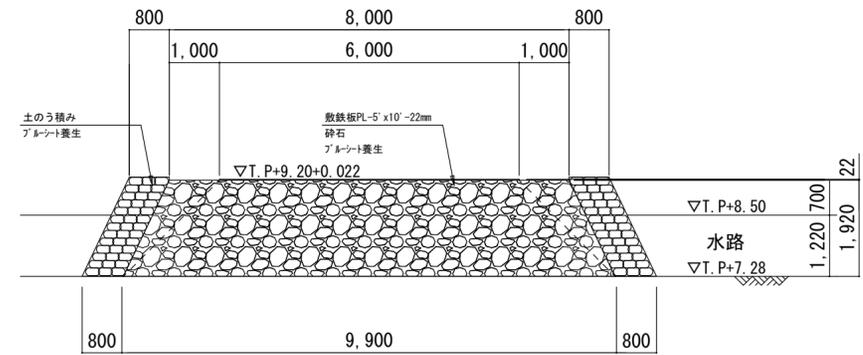
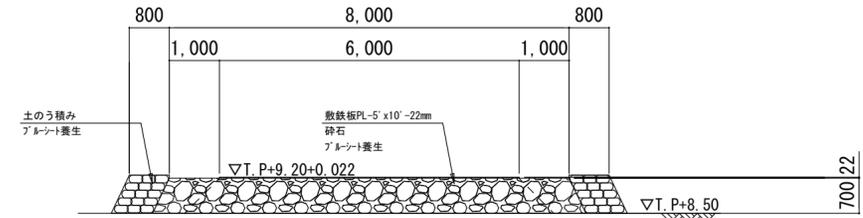
株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885

平面概略図

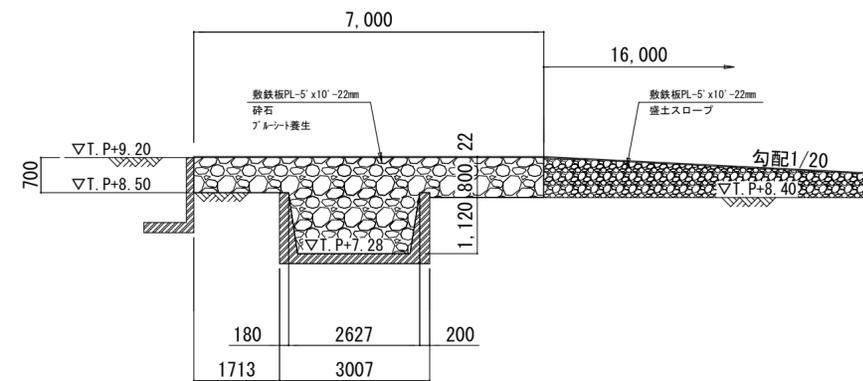
水中ポンプ：口径50mm、全揚程10m



A-A断面



B-B断面



特記：

A2:100%
A3: 71%

徳島県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

名称 仮設計画図(2)

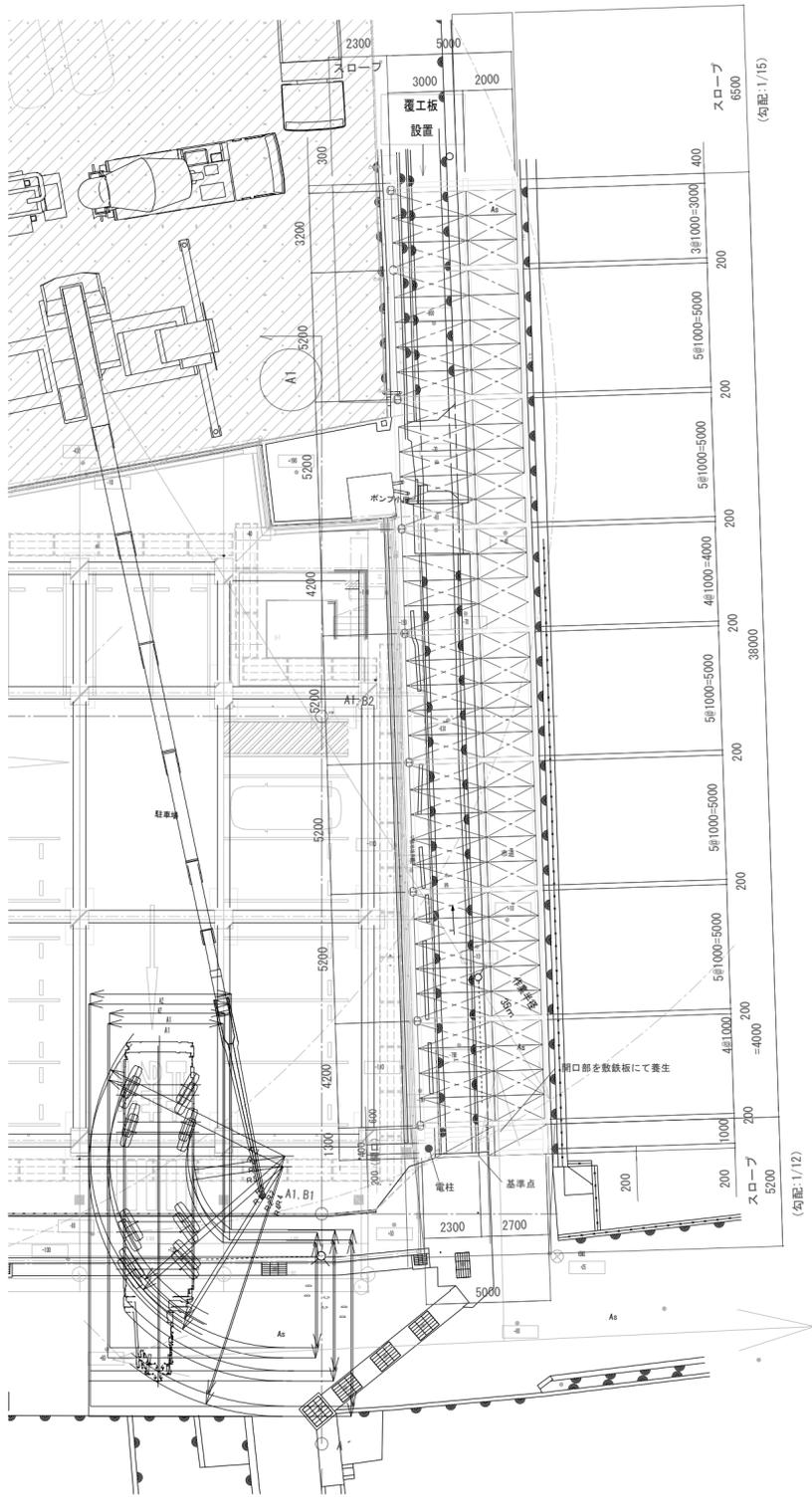
図番 A-16

S = NON

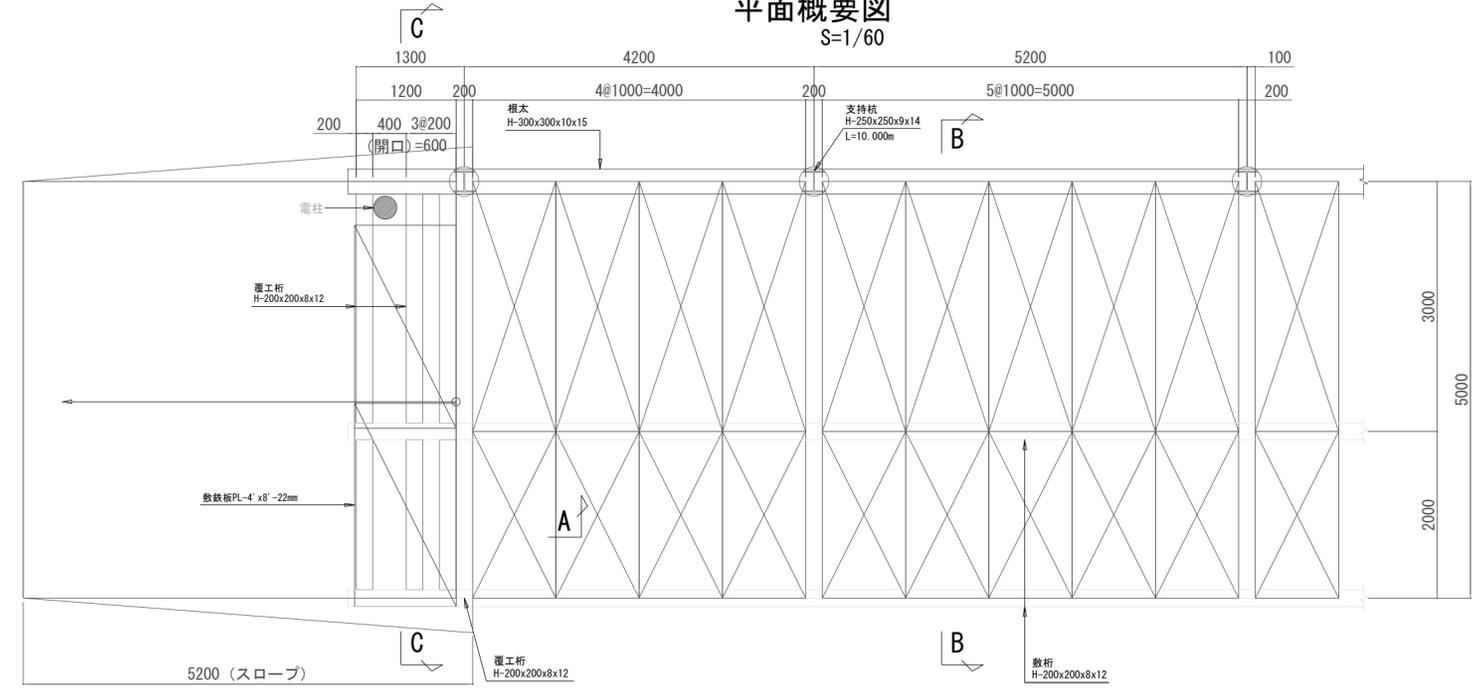
年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885

全体配置図
S=1/200



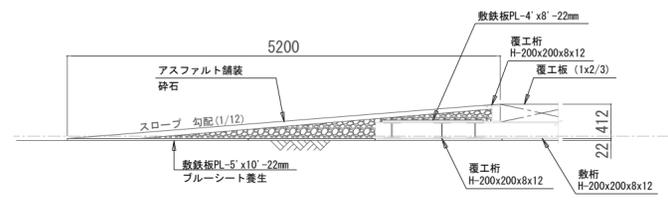
平面概要図
S=1/60



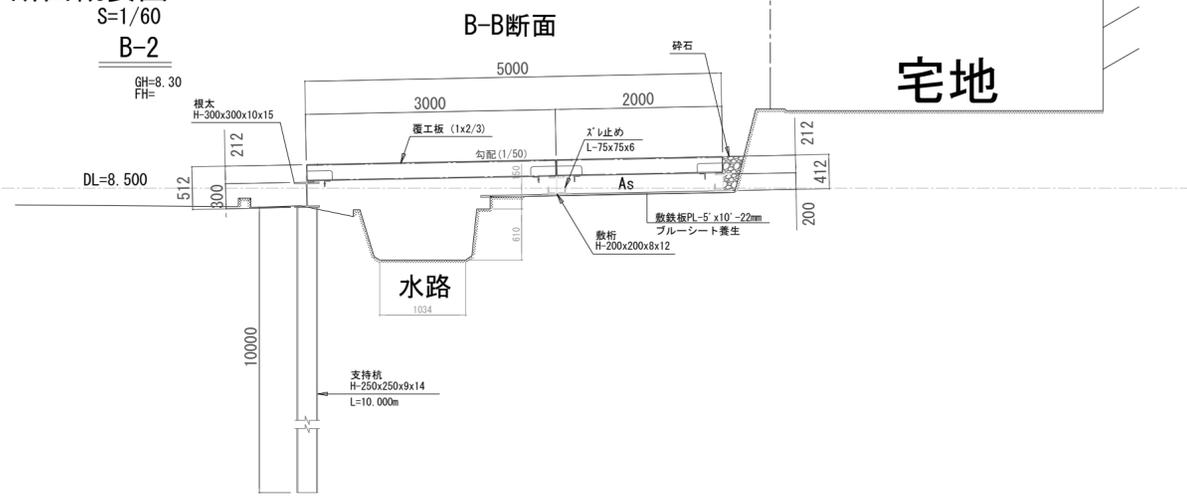
◎ 乗入構台 使用部材一覧表

名称	使用部材	材質
覆工板	DK-1000x2000x212 (N)	SM490A
〃	DK-1000x3000x212 (N)	SM490A
覆工桁	H-200x200x 8x12	SS400
根太	H-300x300x10x15	SS400
敷桁	H-200x200x 8x12	SS400
ズレ止め	L-75x75x6	SS400
支持杭	H-250x250x 9x14	SS400
	L=10.000m	

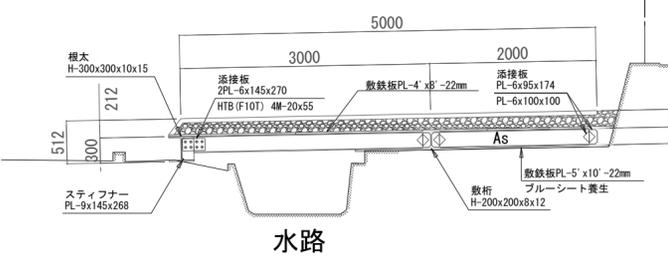
A-A断面



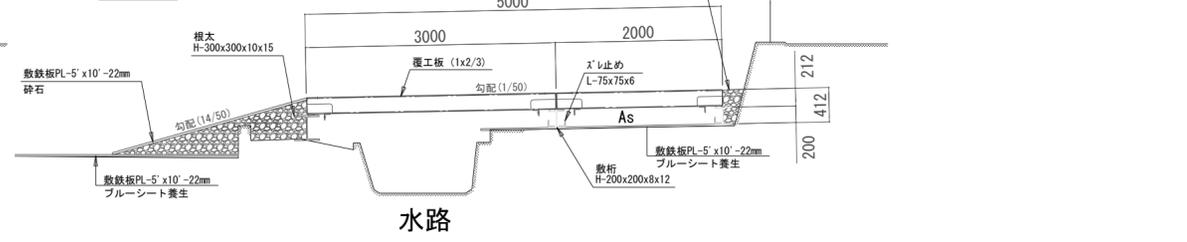
断面概要図
S=1/60
B-2



C-C断面



出入口



特記： ※水路上部の覆工板は一般車両や人を通さない対応を行うこと（A型パブリック+チューブライトなど）
 ※北側スロープ水路側は転落防止対応を行うこと（ガードフェンスなど）

A2:100%
A3: 71%

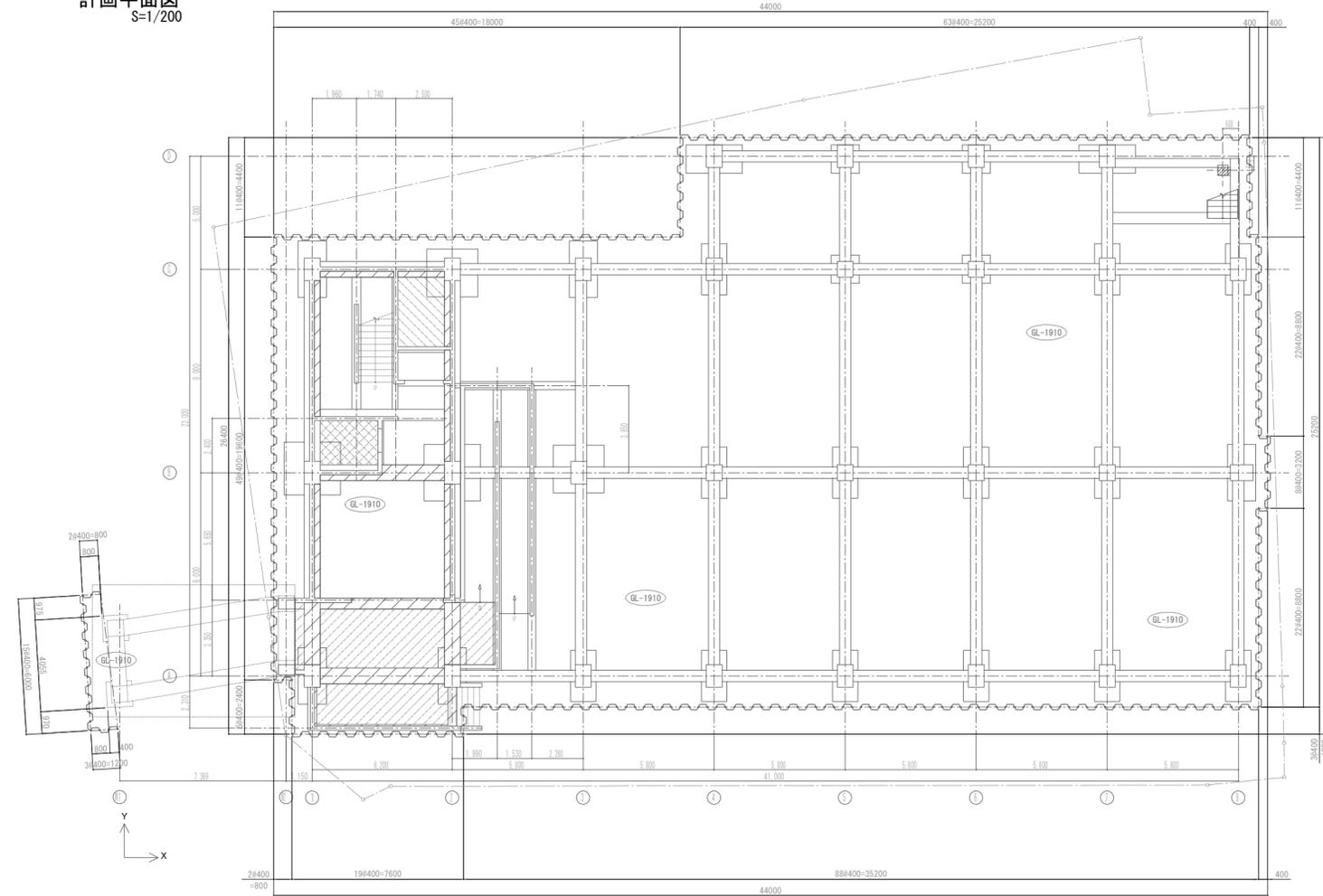
徳島県土整備部営繕課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事
名称	覆工板要領図
図番	A-17
S	1:60
年月	

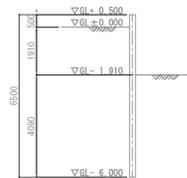
株式会社 剛 建築事務所	連水 可次
徳島市新蔵町1丁目51-1	1級建築士登録
TEL 0886-22-0883	第 102935 号
FAX 0886-22-0885	

仮設山留め計画図

計画平面図
S=1/200



計画断面図
S=1/200



◎ 土留 使用部材一覧表

	杭種	杭ピッチ	杭長	数量	材質	備考
体育館棟	FSP-3型	@0.400m	L= 6.500m	338枚	SY295	頭出L0.500m
	鋼矢板	FSP-C3 コ	@0.400m	L= 6.500m	14枚	SY295
渡り廊下	FSP-3型	@0.400m	L= 6.500m	38枚	SY295	頭出L0.500m
	鋼矢板	FSP-C3 コ	@0.400m	L= 6.500m	4枚	SY295

特記：

徳島県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

名称 仮設山留め計画図

図番 A-18

S = 1:200

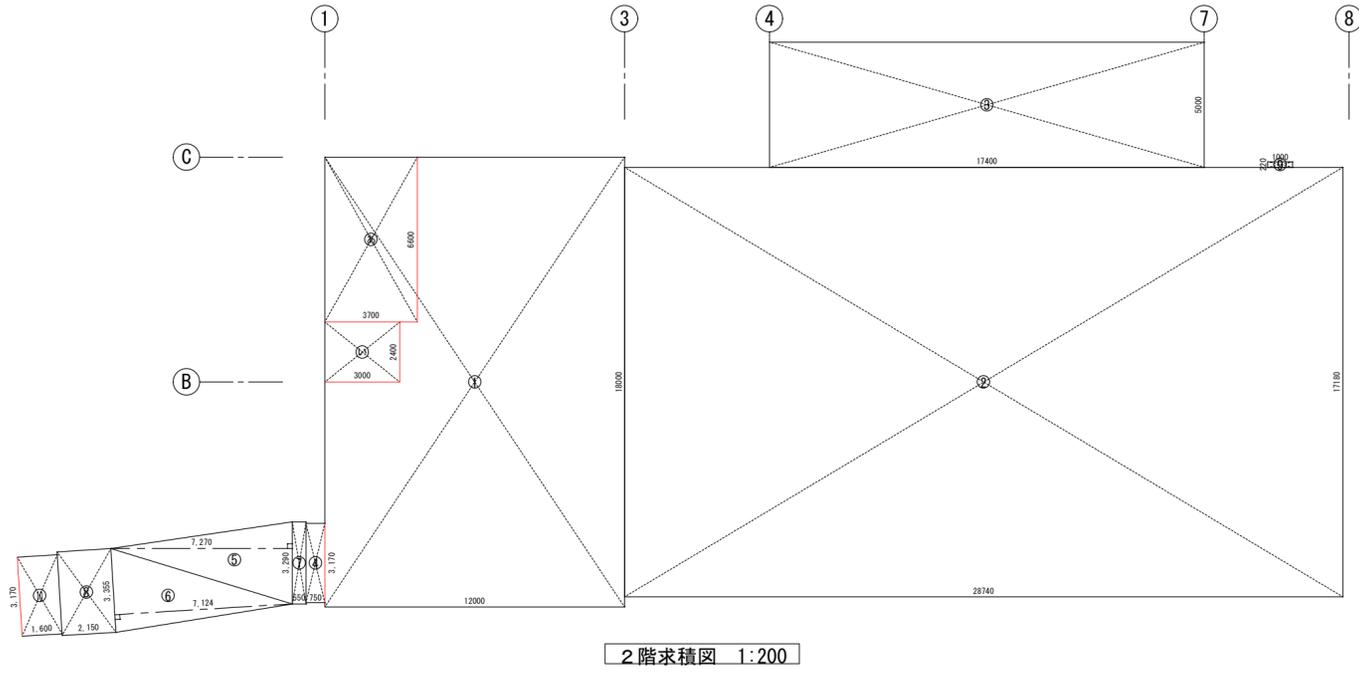
年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次

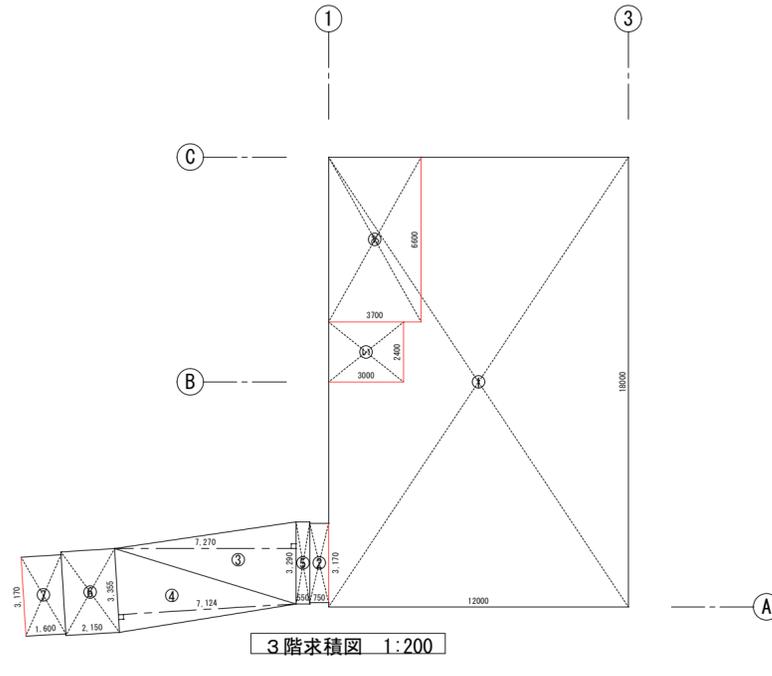
徳島市新蔵町1丁目51-1 1級建築士登録

TEL 0886-22-0883 第102935号

FAX 0886-22-0885



2階求積図 1:200



3階求積図 1:200

記号	計算式	面積	
㊸	3.700 × 6.600	24.420000	
㊹	3.000 × 2.400	7.200000	
防火区画 (竪穴-内部階段)			
記号	計算式	面積	
A	㊸+㊹+㊺	73.26	
		合計	73.26
防火区画 (竪穴-EV)			
記号	計算式	面積	
B	㊹+㊺+㊻	21.60	
		合計	21.60
防火区画 (異種-1F駐車場)			
記号	計算式	面積	
D	1-C	(1F) 701.6346	
		合計	701.63
防火区画 (異種・面積-1F体育館)			
記号	計算式	面積	
C	1-㊸-㊹	(1F) 59.21	
		合計	59.21
防火区画 (面積-2F・3F体育館)			
記号	計算式	面積	
F	1-4-㊸-㊹	(2F) 765.3532	
	1-2-㊸-㊹	(3F) 184.38	
		合計	949.73
防火区画 (面積-2F・3F渡り廊下等)			
記号	計算式	面積	
G	2+3+4	(2F) 40.38191	
	2+3+2	(3F) 40.38191	
		合計	80.76

3階面積表 *計算式は各面積小数第3位以下切り捨てとして計算する。

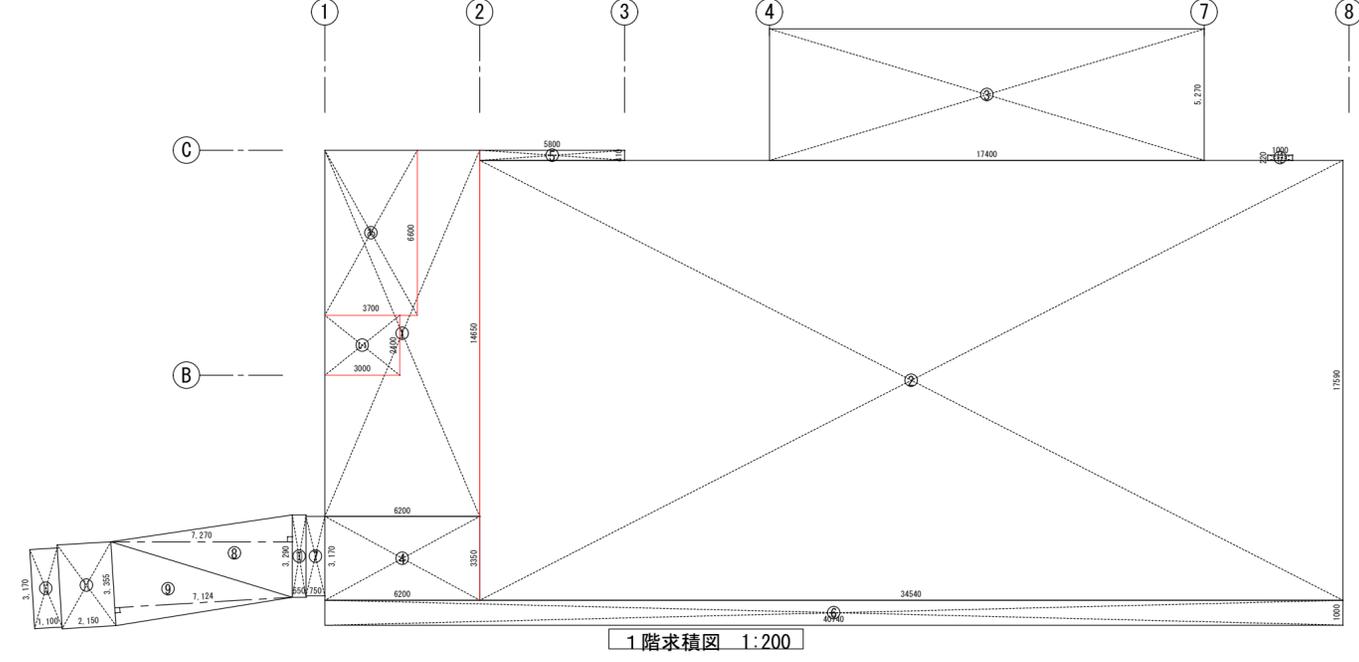
記号	計算式	面積	体育館棟	計算式	面積	渡り廊下棟	計算式	面積
①	12.000 × 18.000	216.000000	記号	①+②	218.3775	記号	⑤+⑥+③+④	32.93241
②	0.750 × 3.170	2.377500			合計	218.37		
③	0.550 × 3.290	1.809500			合計	5.072		
④	2.150 × 3.355	7.213250			合計	5.07		
⑤	3.290 × 7.270 ÷ 2	11.959150						
⑥	3.355 × 7.124 ÷ 2	11.950510						
⑦	1.600 × 3.170	5.072000						

2階面積表 *計算式は各面積小数第3位以下切り捨てとして計算する。

記号	計算式	面積	体育館棟	計算式	面積	渡り廊下棟	計算式	面積
①	12.000 × 18.000	216.000000	記号	①+②+③+④+⑨	799.3507	記号	⑦+⑧+⑤+⑥	32.93241
②	28.740 × 17.180	493.753200			合計	799.35		
③	17.400 × 5.000	87.000000			合計	5.072		
④	0.750 × 3.170	2.377500			合計	5.07		
⑤	0.550 × 3.290	1.809500						
⑥	2.150 × 3.355	7.213250						
⑦	3.290 × 7.270 ÷ 2	11.959150						
⑧	3.355 × 7.124 ÷ 2	11.950510						
⑨	1.000 × 0.220	0.220000						
⑩	1.600 × 3.355	5.072000						

1階面積表 *計算式は各面積小数第3位以下切り捨てとして計算する。

記号	計算式	面積	体育館棟	計算式	面積	渡り廊下棟	計算式	面積
①	6.200 × 14.650	90.830000	記号	①+②+③+⑤	792.4646	記号		0.00
②	34.540 × 17.590	607.558600			合計	792.46		
③	17.400 × 5.270	91.698000			合計	0.00		
④	6.200 × 3.350	20.770000						
⑤	5.800 × 0.410	2.378000						
⑥	40.740 × 1.000	40.740000						
⑦	0.750 × 3.170	2.377500						
⑧	0.550 × 3.290	1.809500						
⑨	2.150 × 3.355	7.213250						
⑩	3.290 × 7.270 ÷ 2	11.959150						
⑪	3.355 × 7.124 ÷ 2	11.950510						
⑫	1.000 × 0.220	0.220000						
⑬	1.100 × 3.170	3.487000						



1階求積図 1:200

面積表	床面積				建築面積				
	校舎棟へ算入	体育館棟	渡り廊下棟		校舎棟へ算入	体育館棟	渡り廊下棟		
RFL	(70.07)	0.00	0.00	0.00					
4FL	(2,309.58)	0.00	0.00	0.00					
3FL	(2,322.35)	5.07	218.37	32.93				256.37	
2FL	(2,525.46)	5.07	799.35	32.93				837.35	
1FL	(2,765.58)	0.00	792.46	0.00				792.46	
合計	(9,993.04)	10.14	1,810.18	65.86	(2,909.69)	3.48	856.57	32.93	892.98

特記 : 防火区画ライン (R C壁 厚180・厚160(校舎)) を示す

徳島県県土整備部営繕課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
名称	床面積求積図・面積表		
図番	A-22	S = 1:200	年月

株式会社 剛 建築事務所 速水 可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885

外部仕上表

部位	仕様	部位	仕様	部位	仕様
勾配屋根	嵌合縦平葺き(屋根30分耐火FP030RF-1852(8)(参考) 太陽光パネル設置対応ハゼ フッ素溶融55%アルミニウム亜鉛合金メッキ鋼板t=0.4(裏貼:ポリスチレンフォームt=4) 断熱バックアップ材:押出法ポリスチレンt=40(3種aD) 改質アスファルトルーフィングt=1.0 木毛セメント板t=25	外壁 (外柱共)	防水型複層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し	庇	防水モルタル金こて 塗膜防水(X-2) 排水溝共
陸屋根	屋根保護防水密着工法 A-1 保護コンクリート厚80 金こて押さえ(溶接金網6Φ-100#) 絶縁シート アスファルト防水層コンクリート金こて	巾木	コンクリート打放し 撥水材塗	パラペット	アルミ笠木
		軒天	45分準耐火構造認定品 パルプ繊維混合セメント板t=14 外装薄塗材E吹付 屋外型LGS下地	乾式保護材	専用アルミ水切り+押出成形セメント板t=15
		(駐車場)	天井スラブ面:外装薄塗材E吹付 コンクリート打放し 梁 面:防水型複層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し	軒樋	AL製-W162 軒といドレイン・SUS製受金物・止水・継手・エキスパンション
				たて樋	AL製-89Φ バンドレスタイプ 排水カバー・ルーフトレイン・中継ドレイン共

部位	仕様	部位	仕様	耐火リスト
スロープ	スロープ用塗床 モルタル金こて	エントランス	300角タイル張り モルタル金こて	体育館
床:	防水型複層塗材E 吹付 下地調整材塗 コンクリート打放し	ポーチ	防水型複層塗材E 吹付 下地調整材塗 コンクリート打放し	柱・壁・床-RC造 梁-RC造 R階梁-S造*アリーナ部-告示第 1399 号-第4-3-^適用 R階梁他-S造 耐火被覆厚25 1時間耐火-FP060MB-9408(参考)
立上り壁:	コンクリート打放し 撥水材塗	壁:	コンクリート打放し 撥水材塗	渡り廊下
巾木:	2段ハンドレールアルミ製38Φ(半硬質耐候樹脂) 他SUS製	巾木:	2段ハンドレールアルミ製38Φ(半硬質耐候樹脂) 他SUS製	柱-1階 耐火塗料- 1時間耐火-FP060CN-0788(参考) 柱-他 耐火被覆厚25 1時間耐火-FP060MB-9408(参考) 壁 押出成形セメント板t=60 1時間耐火-FP060NE-9037(参考) 床・屋根 デッキコン-1時間耐火-FP060FL-9095(参考)
スロープ手摺:	ケイ酸カルシウム板t=6.0 目透し張 外装薄塗材E吹付 屋外型LGS下地	ポーチ手摺:	ケイ酸カルシウム板t=6.0 目透し張 外装薄塗材E吹付 屋外型LGS下地	
軒天		軒天		

部位	仕様	特記事項		
渡り廊下	塩ビシート防水 t=1.5 機械的固定工法 SI-M2	*使用する建材は、全てF☆☆☆☆とする。 *石綿とクロロピリホスを使用しない。	<面積区画> *各棟間、体育館は1階と他階間	<避難階段> *内部階段、外部階段 計2ヶ所
屋根	立上り部:塩ビシート防水 t=1.5 接着工法 S-F2 コンクリート打放し	*二重張り仕様 一般部:PB9.5+PB12.5+LGS+PB12.5+PB9.5 耐火間仕切(FP060NP-0448(1)):硬質PB9.5+強化PB12.5+LGS+強化PB12.5+硬質PB9.5	<堅穴区画> *内部階段、E V	
床:	スロープ用塗床 防水モルタル金こて	*防火上主要な間仕切壁は小屋裏または天井裏に達すること	<異種用途区画> *駐車場と体育館用途間	
パラペット	アルミ笠木			
外壁	押出成形セメント板t=60 防水型複層塗材E塗			
軒天	ケイ酸カルシウム板t=6.0 目透し張 外装薄塗材E吹付 屋外型LGS下地			

内部仕上表

階	室名	床	下地	FL	巾木	壁	下地	天井	下地	CH	廻縁	備考
共通	階段室	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗 一部:コンクリート打放し EP塗	LGS C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2700 ~ 2500	塩ビ製	手摺-2段
	DS・PS EPS	コンクリート金こて	C	-30	-	コンクリート打放し	C	コンクリート打放し	-	-	-	
	PS	コンクリート金こて	C	-30	-	コンクリート打放し LGS表し	C	コンクリート打放し	-	-	-	
渡り廊下	2,3階 渡り廊下	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2500	塩ビ製	

[下地記号]

C : 鉄筋コンクリート
CB : コンクリートブロック
LGS : 軽量鉄骨下地
W : 木造下地 AL : アルミ製

[塗装記号]

EP : 合成樹脂エマルジョンペイント塗
SOP : 合成樹脂調合ペイント塗
CL : クリアラッカー塗

[認定番号:不燃材料, 準不燃材料, 難燃材料等]

PB(せっこうボード)(t=12.5):不燃NM-8619
PB(せっこうボード)(t=9.5):準不燃QM-9828
化粧PB(化粧せっこうボード)(t=9.5):準不燃QM-0524
MR(メラミン化粧板)(t=3.0):不燃NM-2183
ガルバリウム鋼板:不燃NM-8697

岩綿吸音板張t=9.0:不燃NM-8599
化粧珪酸カルシウム張t=6.0:不燃NM-4227

耐火間仕切-硬質PB9.5+強化PB12.5:FP060NP-0448(1)

特記:

徳島県土整備部宮崎課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
名称	仕上表(1)		
図番	A-23	S = NON	年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
TEL 088-622-0883 第102935号
FAX 088-622-0885

内 部 仕 上 表

階	室名	床	下地	FL	巾木	壁	下地	天井	下地	CH	廻縁	備考
1	エントランスホール	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて 一部:300角タイル張り モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60 一部SUS製	PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2700	塩ビ製	床見切縁:SUS
	階段下倉庫	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS C	*段裏EP塗 下地調整材塗	-	-	-	
2	ホール廊下	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	硬質PB9.5+強化PB12.5 EP塗 PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS LGS C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2700	塩ビ製	床見切縁:SUS 下足入 カーテンBOX・カーテンレール
	準備室	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	硬質PB9.5+強化PB12.5 EP塗 PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS LGS C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2700	塩ビ製	ミニキッチン カーテンBOX・カーテンレール
	(M) WC	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	専用見切アルミ製	硬質PB9.5+強化PB12.5+MR化粧板t=3.0 PB9.5+12.5+MR化粧板t=3.0 PB9.5+12.5+MR化粧板t=3.0 GL工法	LGS LGS C	化粧PB張t=9.5	LGS	2500	塩ビ製	面台・汚垂れ床・トイレブース・隔て板・柵 設備工事:便器・洗面カウンター・鏡 床見切縁:SUS
	(W) WC	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	専用見切アルミ製	硬質PB9.5+強化PB12.5+MR化粧板t=3.0 PB9.5+12.5+MR化粧板t=3.0 PB9.5+12.5+MR化粧板t=3.0 GL工法	LGS LGS C	化粧PB張t=9.5	LGS	2500	塩ビ製	面台・トイレブース 柵 設備工事:便器・洗面カウンター・鏡 床見切縁:SUS
	バリアフリーWC	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 巾木 H300	硬質PB9.5+強化PB12.5+MR化粧板t=3.0 PB9.5+12.5+MR化粧板t=3.0	LGS LGS	化粧PB張t=9.5	LGS	2500	塩ビ製	柵 設備工事:便器・手洗い・鏡・オストメイト 手すり
	アリーナ	スポーツシート張り t=6 構造用ラワン合板t=12+12 鋼製床下地 *輻射式床暖システム	C	±0	木製 H100	クロス張り ラワン合板t=5.5+構造用合板t=12+Gwt=50 LGS 有孔杉羽目板張りt=15 CL塗 寒冷紗張+Gwt=50 木胴縁+LGS 保護マット張りt=50 構造用合板t=12 LGS	C C C	天井(野地板):現し *鉄部SOP塗 有孔杉羽目板張りt=15 CL塗 寒冷紗張+Gwt=50	- - 木 LGS	- - -	木製 木製	コートライン引き・体育器具・防球ネット
	ステージ	複合フローリング張り t=18 巾木-掛け3回 UC塗 構造用合板t=12 鋼製床下地	C	±0	木製 H100	有孔シナ合板張りt=12 目透し張り CL塗 寒冷紗張+Gwt=50 木胴縁+LGS	C	ブドウ柵 *鉄部SOP塗	- -	- -	木製	プロセニウムアーチ・緞帳 椅子運搬車 タラップ
倉庫(1)(2)	スポーツシート張り t=6 構造用ラワン合板t=12+12 鋼製床下地	C	±0	木製 H100	PB9.5+12.5 EP塗	LGS	化粧PB張t=9.5	LGS	3600	塩ビ製	階段・手摺	
3	ホール廊下	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	硬質PB9.5+強化PB12.5 EP塗 PB9.5+12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS LGS C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2700	塩ビ製	カーテンBOX・カーテンレール
	更衣室(M)(W)	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	硬質PB9.5+強化PB12.5 EP塗 PB9.5+12.5 EP塗	LGS LGS	化粧PB張t=9.5	LGS	2500	塩ビ製	カーテンレール ユニットシャワー:0812
	備蓄倉庫	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	硬質PB9.5+強化PB12.5 EP塗 PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	LGS C	化粧PB張t=9.5	LGS	2500	塩ビ製	
	EVホール	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	塩ビ製 H60	PB9.5+12.5 GL工法 EP塗	C	岩綿吸音板張t=9.0+PB9.5	LGS	2500	塩ビ製	
	キャットウォーク	塩ビシート張り t=2.0 モルタル金こて	C	±0	木製 H120	有孔シナ合板張りt=12 目透し張り CL塗 寒冷紗張+Gwt=50 木胴縁+LGS	C	天井(野地板):現し *鉄部SOP塗	- -	- -	木製	カーテンBOX・カーテンレール

[下地記号]

C : 鉄筋コンクリート
CB : コンクリートブロック
LGS : 軽量鉄骨下地
W : 木造下地 AL : アルミ製

[塗装記号]

EP : 合成樹脂エマルジョンペイント塗
SOP : 合成樹脂調合ペイント塗
CL : クリアラッカー塗

[認定番号:不燃材料,準不燃材料,難燃材料等]

PB(せっこうボード)(t=12.5):不燃NM-8619
PB(せっこうボード)(t=9.5):準不燃QM-9828
化粧PB(化粧せっこうボード)(t=9.5):準不燃QM-0524
MR(メラミン化粧板)(t=3.0):不燃NM-2183

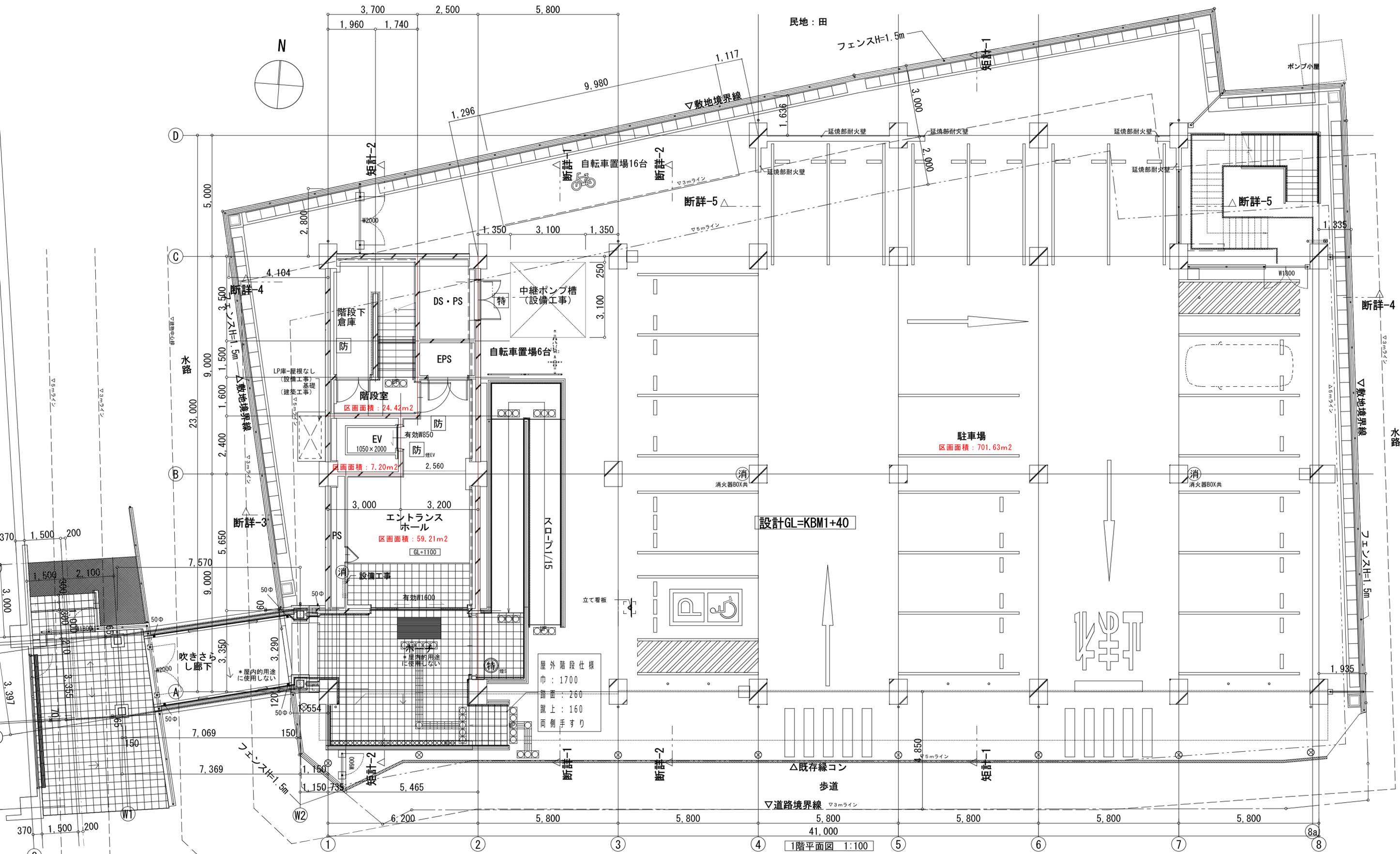
岩綿吸音板張t=9.0:不燃NM-8599
化粧珪酸カルシウム張t=6.0:不燃NM-4227

耐火間仕切-硬質PB9.5+強化PB12.5:FP060NP-0448(1)

特 記 :

徳島県県土整備部営繕課

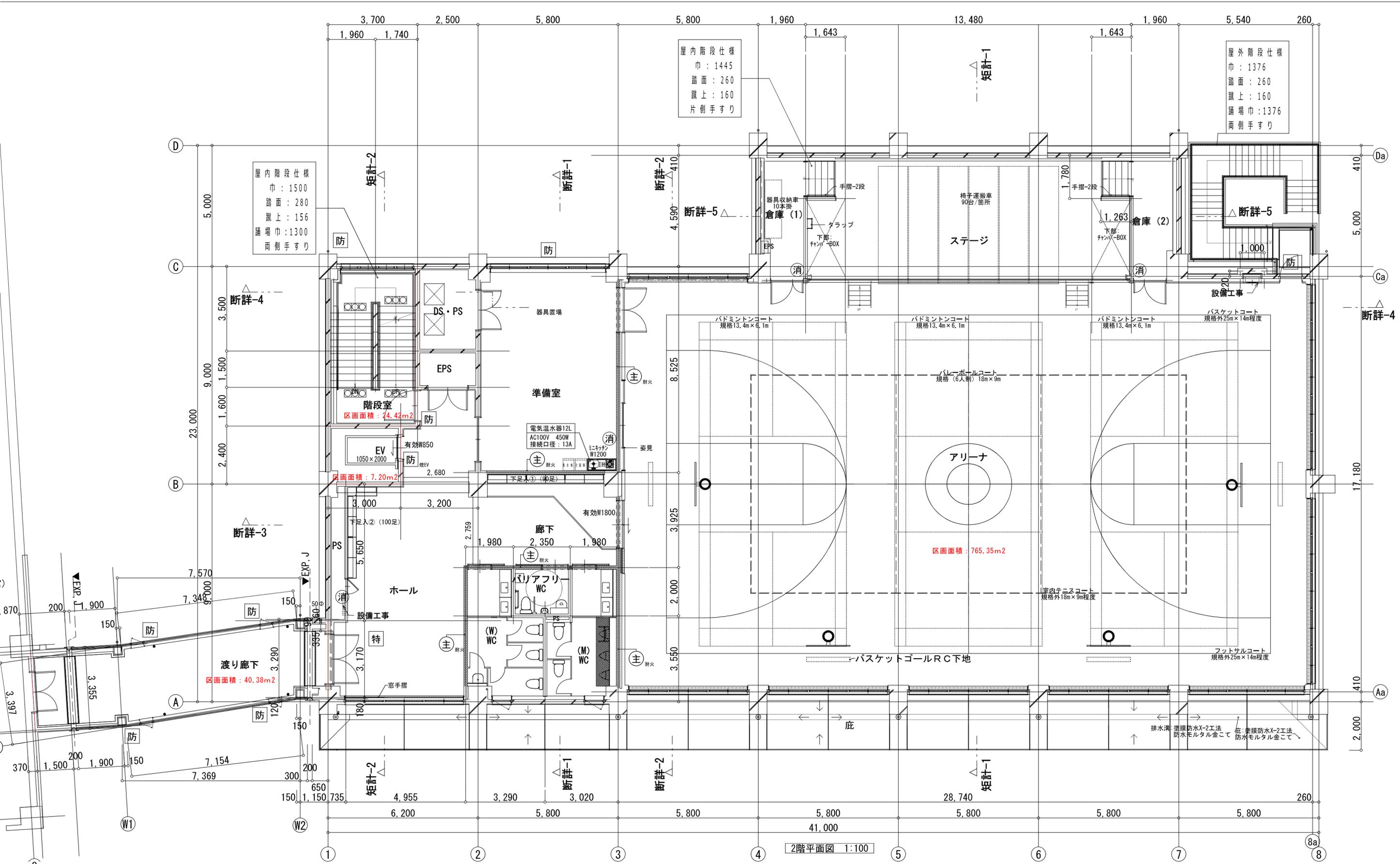
工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事			株式会社 剛 建築事務所 連水可次
名称	仕上表(2)			徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
図番	A-24	S = NON	年 月	TEL 088-622-0883 第102935号
				FAX 088-622-0885



特記 : 表示壁はRC壁を示す
 表示壁は防火区画(防火戸)を示す
 表示は防火設備を示す
 表示は主要間仕切壁(耐火構造)を示す
 表示は特定防火シャッターを示す
 表示は消火器(ABC10型)の位置を示す
 表示は防火区画ライン(RC壁厚180・厚160(校舎))を示す
 表示は特定防火シャッターを示す
 表示はタテイ-AL89φを示す
 表示はタテイ-AL89φ及び中継ドレインを示す
 表示は特定防火設備を示す
 表示はタテイ-AL89φを示す
 表示は特定防火設備を示す

徳島県県土整備部管轄課		工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事	
名称 1階平面図		図番 A-25	
設計GL=KBM1+40		S=1:100	
1階平面図 1:100		年月	

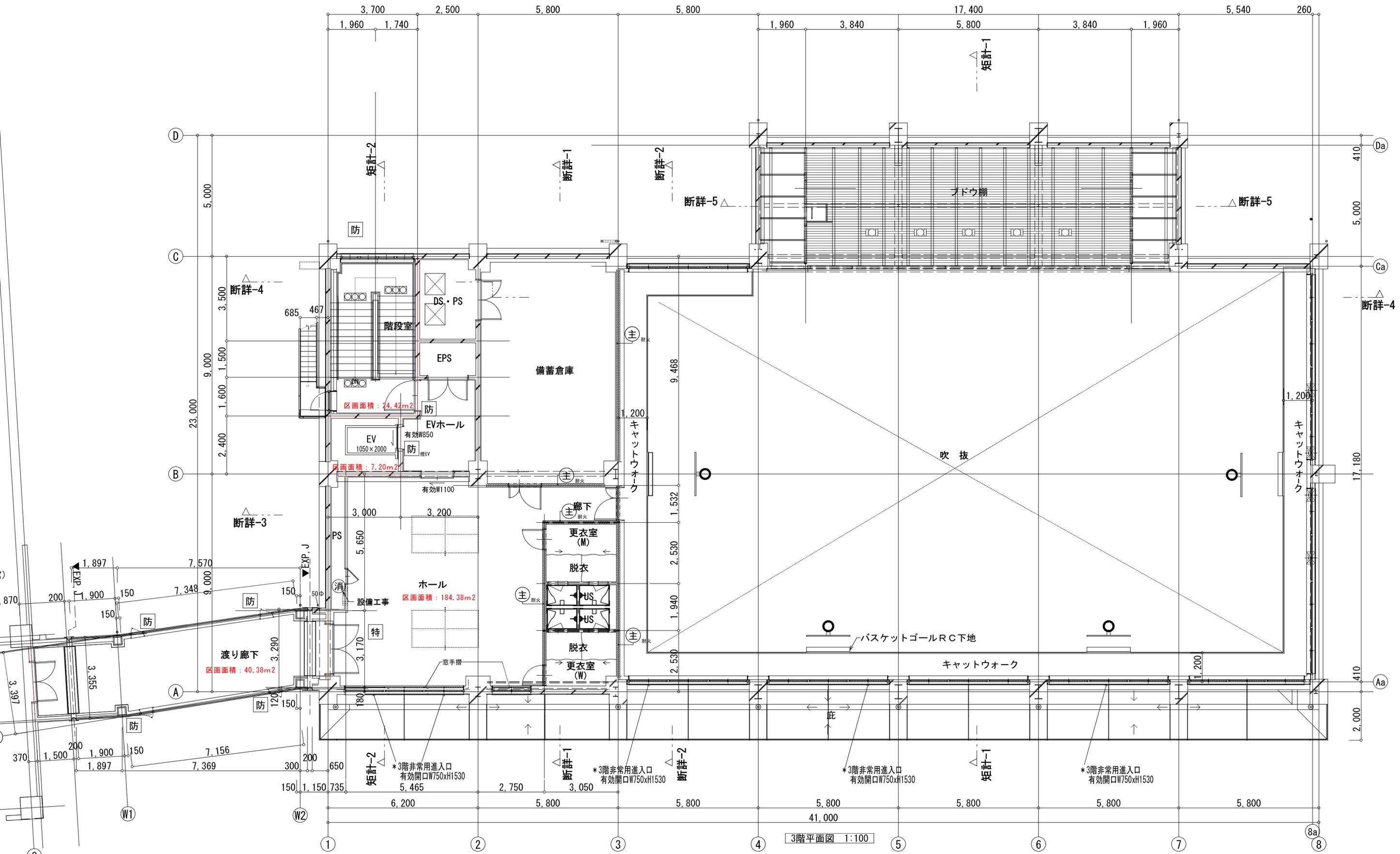
株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885



特記 : 表示壁はRC壁を示す
 表示は防火区画(防火戸)を示す
 表示は防火設備を示す
 表示は主要間仕切壁(耐火構造)を示す
 表示は防火扉を示す
 表示は特定防火シャッターを示す
 表示は消火器(ABC10型)の位置を示す
 表示は防火区画ライン(RC壁厚180・厚160(校舎))を示す
 表示はタテイ-AL89φを示す
 表示はタテイ-AL89φ及び中継ドレインを示す
 表示は特定防火シャッターを示す

徳島県土整備部管轄課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
	名称	2階平面図		
	図番	A-26	S=1:100	年月

株式会社 剛 建築事務所 連水 可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885

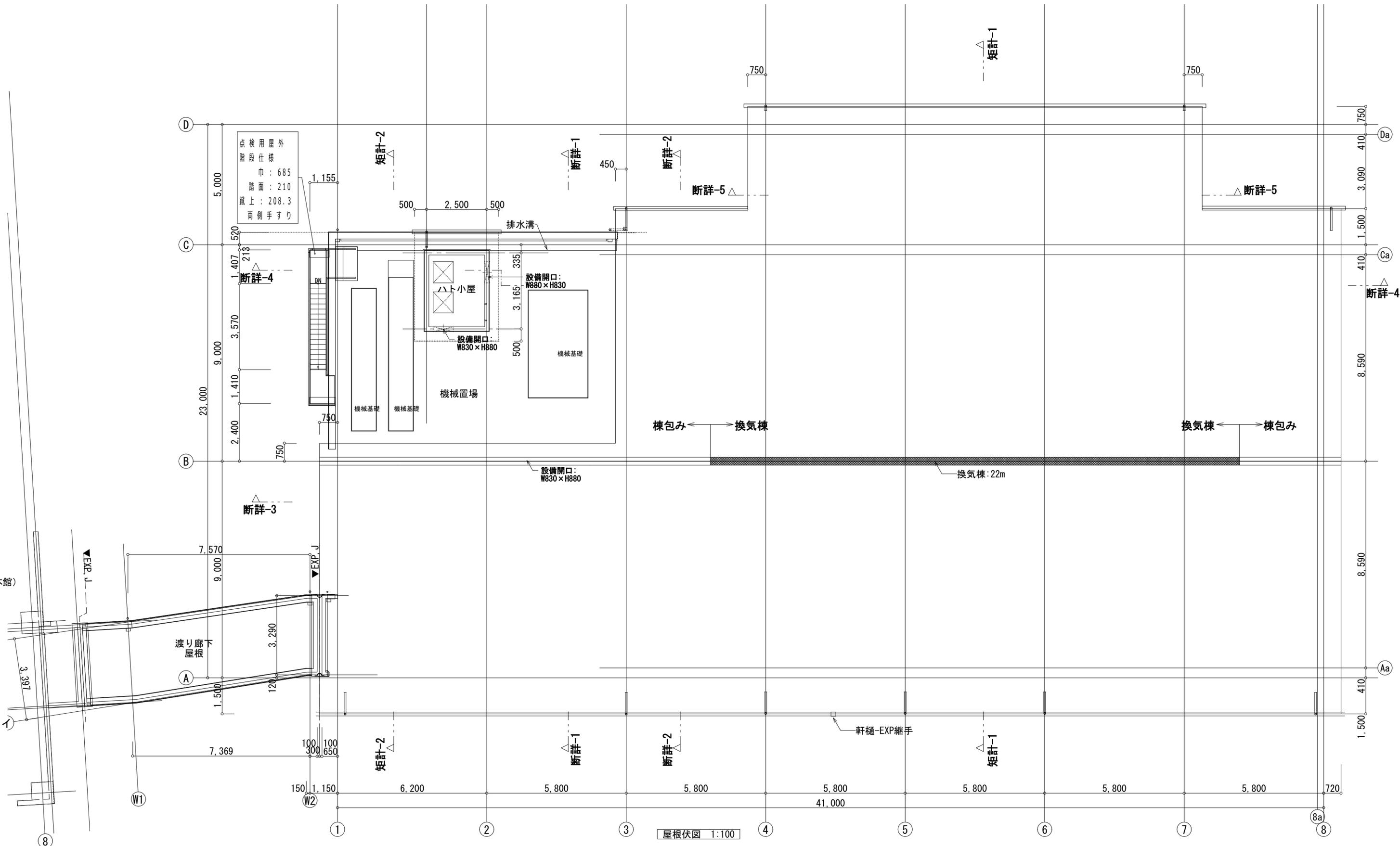


特記 : 表示壁はRC壁を示す
 表示は防火区画(防火戸)を示す
 表示は防火設備を示す
 表示は特定防火シャッターを示す

特記なき表示はタテイ-AL89Φを示す (消) 消火器 (ABC10型) の位置を示す
 ◎ 表示はタテイ-AL89Φ及び中継ドレインを示す
 防火区画ライン (RC壁 厚180・厚160(校舎)) を示す
 特 表示は特定防火設備を示す

徳島県土木整備部管轄課	工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
	名称	3階平面図		
	図番	A-27	S=1:100	年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885



屋根伏図 1:100

特記:

徳島県県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

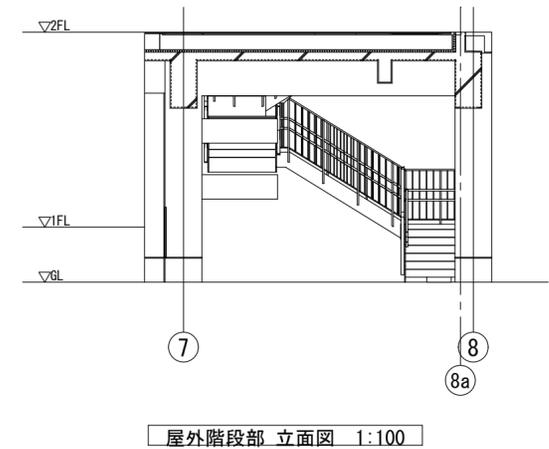
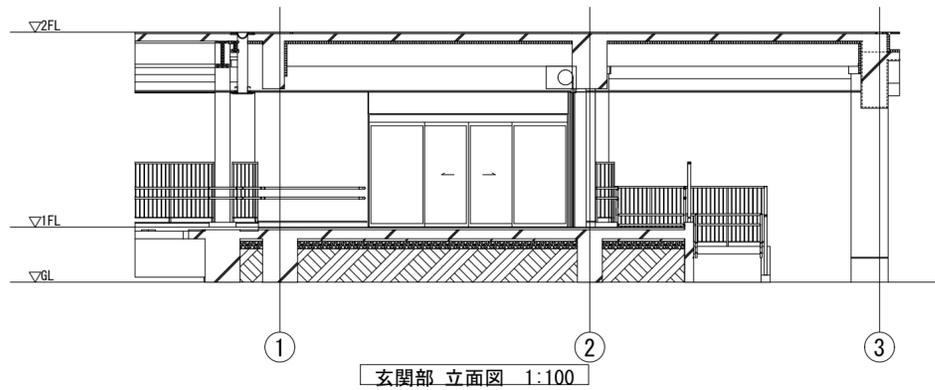
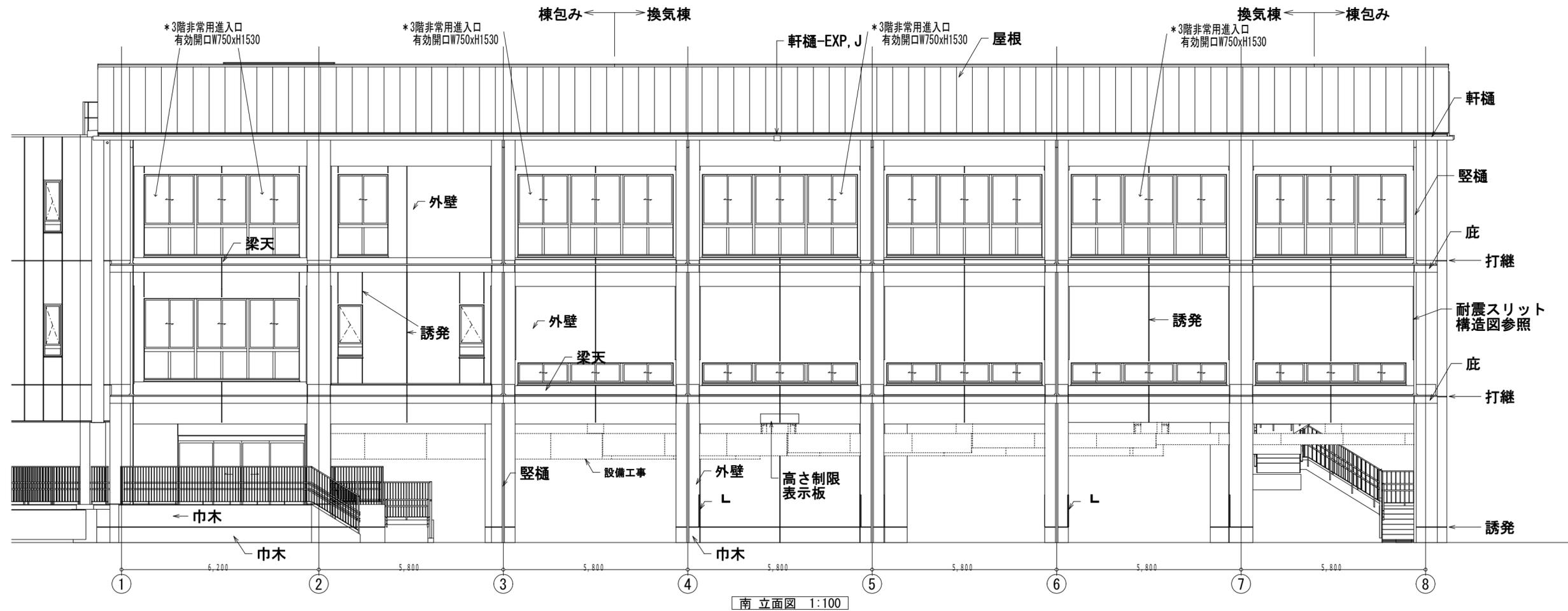
名称 屋根伏図

図番 A-28

S = 1:100

年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885



□ 立面リスト

凡例	仕様	凡例	仕様	凡例	仕様
屋根	金属嵌合板平葺き	外壁	防水型機層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し	打継	シーリング:PU-2-15×20
軒樋	AL製-W162	庇	防水型機層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し	誘発	シーリング:PU-2-15×15
窓樋	AL製-89Φ	梁天	塗膜防水 防水モルタル金こて *立上り共	換気棟	換気棟 棟包み
笠木	アルミ製+乾式保護材	巾木	コンクリート打放し 撥水材塗		
		L	コーナーガード:塩ビ製-L1000×W35		

特記:

徳島県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

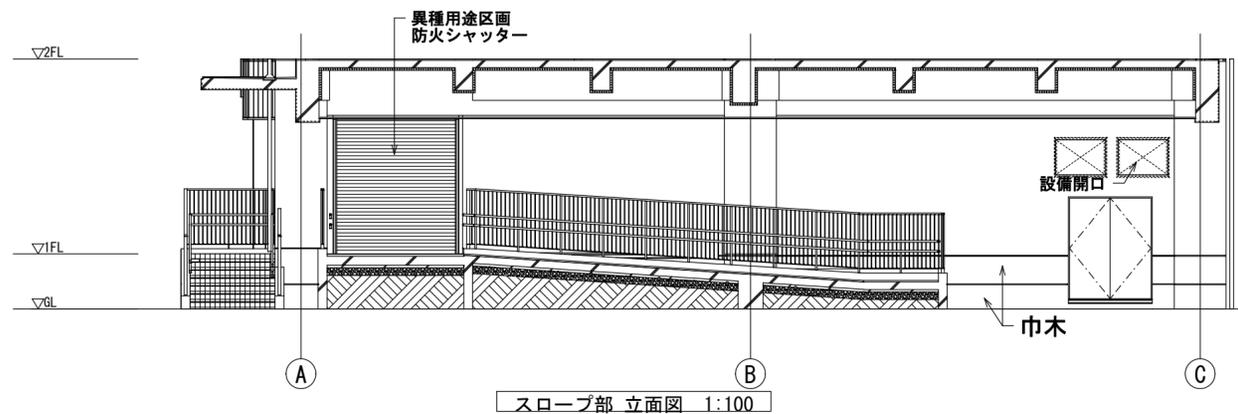
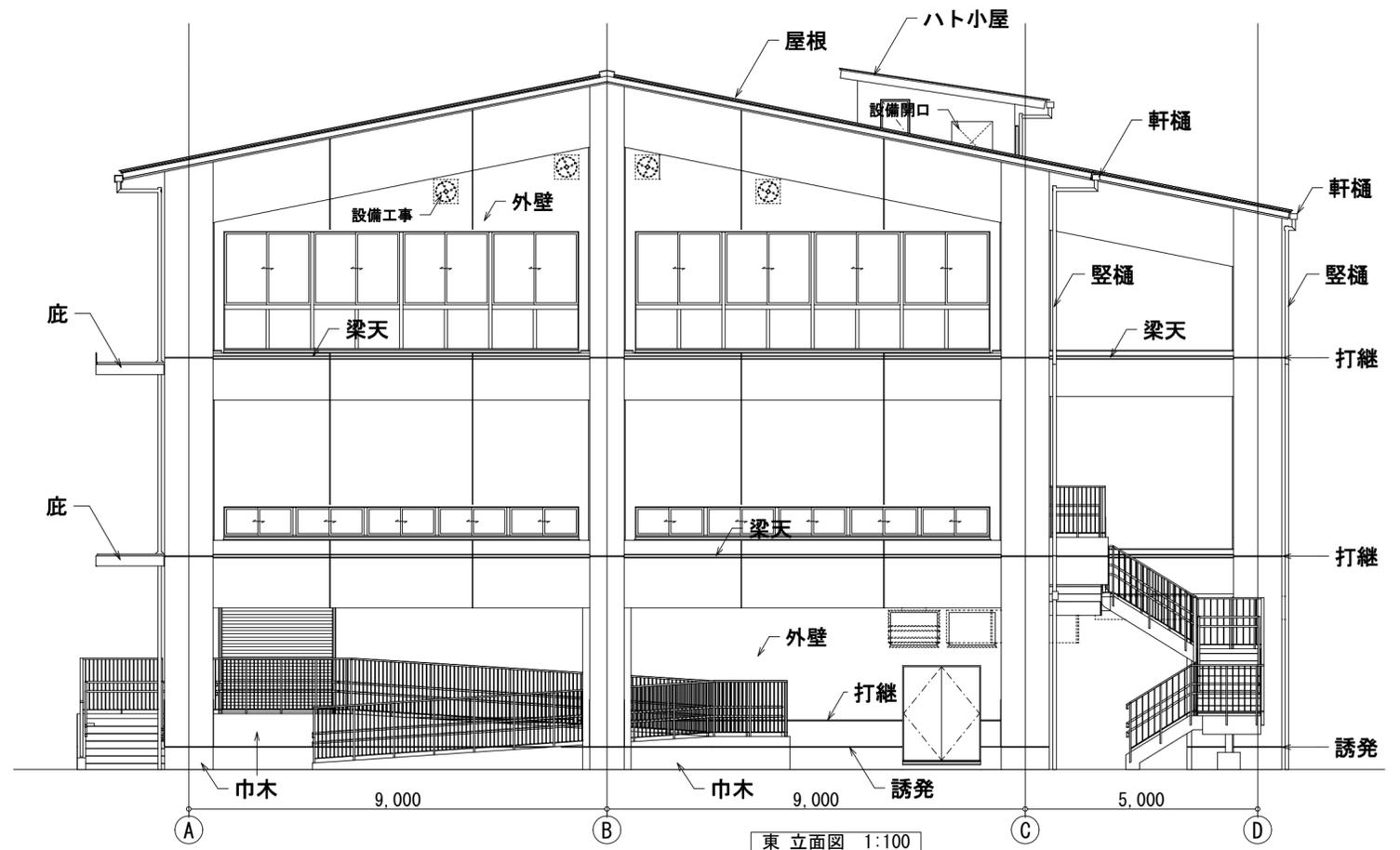
名称 立面図(南)

図番 A-30

S=1:100

年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885



□ 立面リスト

凡例	仕様	凡例	仕様	凡例	仕様
屋根	金属嵌合縦平葺き	外壁	防水塗層(塗材E塗) 下地調整材塗 コンクリート打放し	打継	シーリング:PU-2-15×20
軒樋	AL製-W162	庇	防水塗層(塗材E塗) 下地調整材塗 コンクリート打放し	誘発	シーリング:PU-2-15×15
縦樋	AL製-89Φ	梁天	塗膜防水 防水モルタル金こて *立上り共	換気 棟	換気棟 様包み
笠木	アルミ製+乾式保護材	巾木	コンクリート打放し 撥水材塗		
		L	コーナーガード: TPE製-L1000×W35		

特記:

徳島県県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

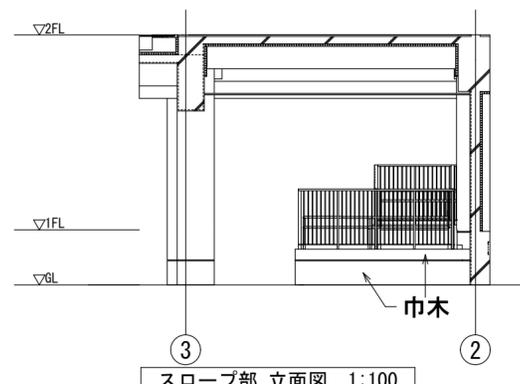
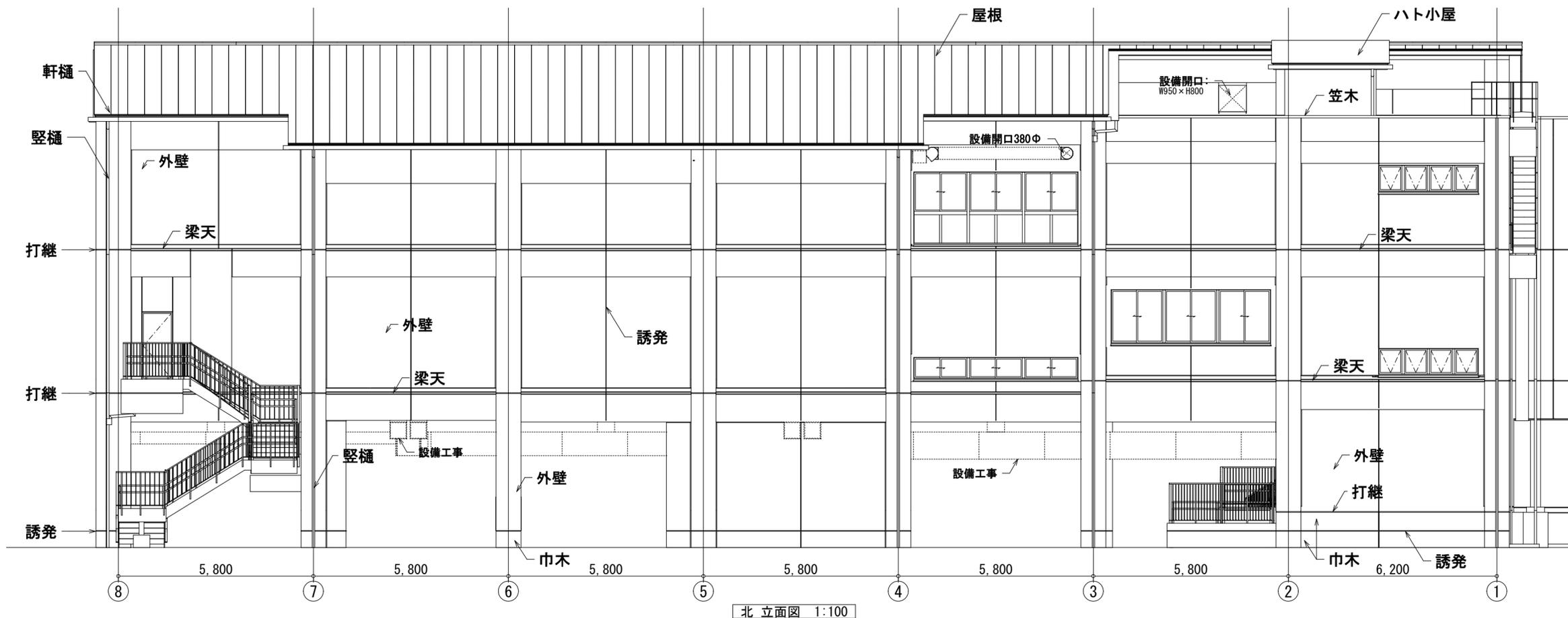
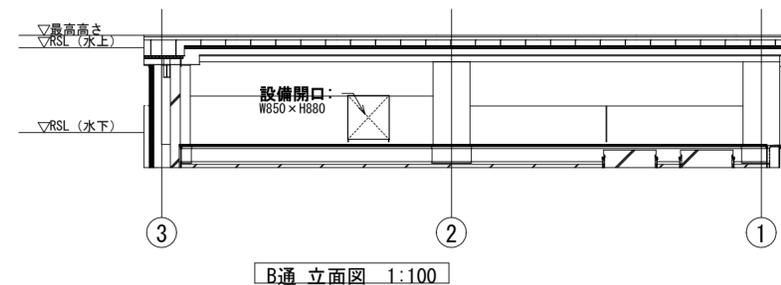
名称 立面図(東)

図番 A-31

S=1:100

年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885



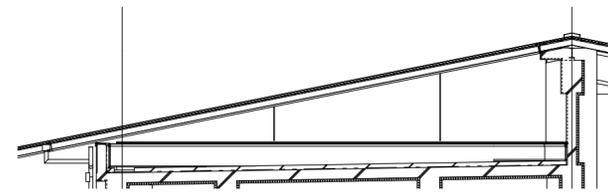
口 立面リスト			
凡例	仕様	凡例	仕様
屋根	金属嵌合縦平葺き	外壁	防水型複層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し
軒樋	AL製-W162	庇	防水型複層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し
窓	AL製-89Φ	梁天	塗膜防水 防水モルタル金こて *立上り共
笠木	アルミ製+乾式保護材	巾木	コンクリート打放し 撥水材塗
		L	コーナガード : 塩ビ製-L1000 x W35
		打継	シーリング:PU-2-15 x 20
		誘発	シーリング:PU-2-15 x 15
		換気	換気機 様包み

特記 :

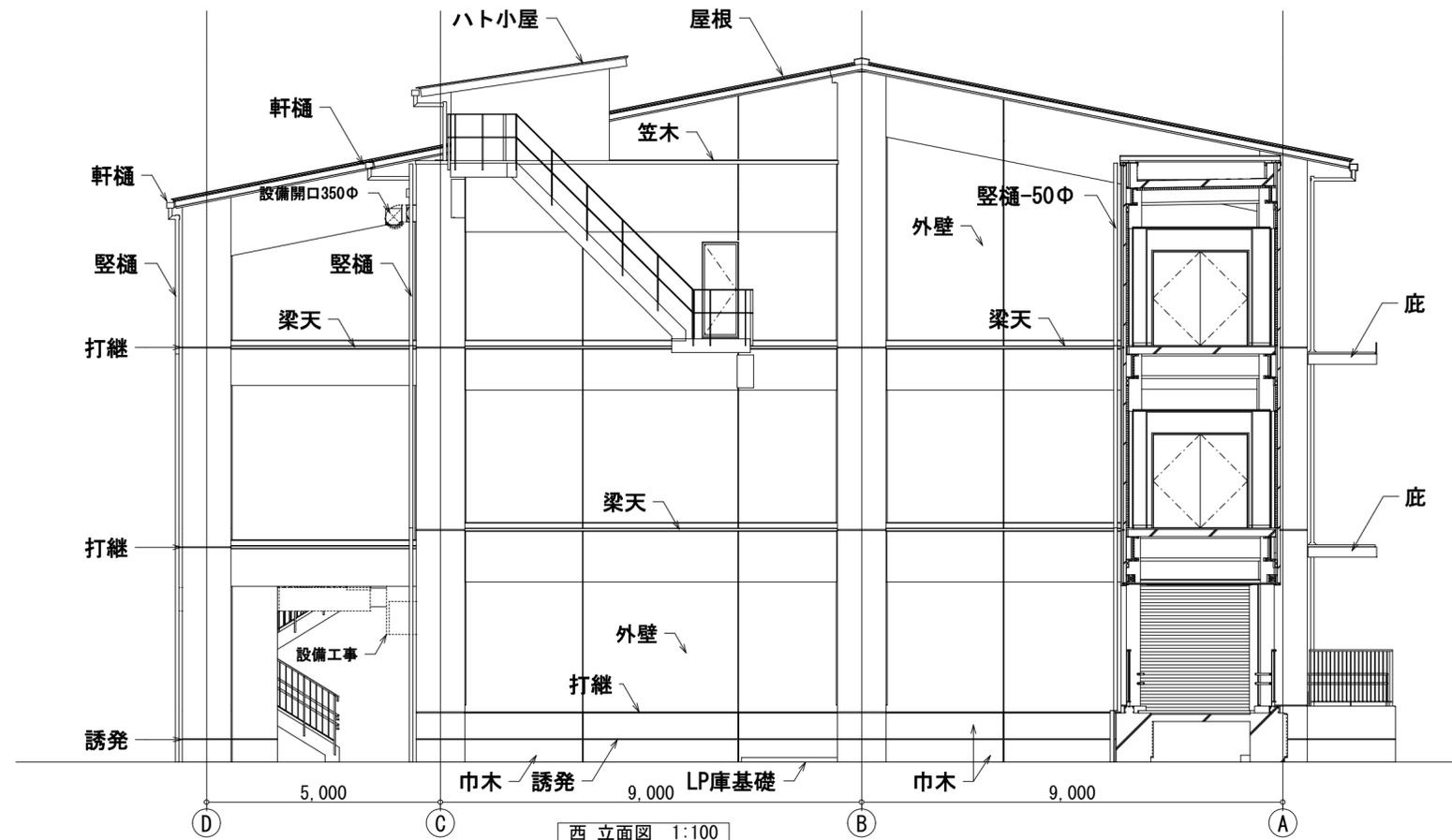
徳島県土整備部営繕課

工事名	徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事		
名称	立面図 (北)		
図番	A-32	S = 1:100	年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885



③通 立面図 1:100



西 立面図 1:100

□ 立面リスト

凡例	仕様	凡例	仕様	凡例	仕様
屋根	金属板合板平葺き	外壁	防水型薄層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し	打継	シーリング:PU-2-15×20
軒樋	AL製-#162	庇	防水型薄層塗材E塗 下地調整材塗 コンクリート打放し	誘発	シーリング:PU-2-15×15
縦樋	AL製-89φ	梁天	塗膜防水 防水モルタル金こて *立上り共	換気 棟	換気棟 棟包み
笠木	アルミ製+乾式保護材	巾木	コンクリート打放し 撥水材塗		
		L	コーナーガード: 塩ビ製-L1000×#35		

特記:

徳島県土整備部営繕課

工事名 徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事のうち建築工事

名称 立面図(西)

図番 A-33

S=1:100

年月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次

徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録

TEL 088-622-0883 第102935号

FAX 088-622-0885